

# 序章



# 序章

## 第1節 研究の目的

巷間神奈川県庁本庁舎の塔をキング、横浜税関の塔をクイーン、横浜市開港記念会館の塔をジャックと呼んでいる。現在神奈川県庁はこのキングの塔を持つ本庁舎と戦後建設された分庁舎、新庁舎、第二分庁舎の全4棟から構成されている。そして休日には多くの日曜画家達が、キング、クイーン、ジャックの塔をキャンバスに描いている。彼らの絵心をそそる本庁舎は、明治維新期の初代県庁舎からカウントすると第4代目の庁舎である。

本研究は、昭和3年に完成し今なお現役庁舎として使用されているこの神奈川県庁本庁舎の成立過程を切り口にして、その様式的特質や大正から昭和初期を中心とする設計コンペの有り様、またこの全国公開コンペで一等当選を果たしたものの、無名のまま歴史の表舞台から消え去った建築家・小尾嘉郎らの人物像、また関東大震災をはさんだこの時期の神奈川県営繕技術者とその作品群を明らかにし、さらには近代建築史の観点から俯瞰してその位置付け等について研究することを目的とする。

即ち研究の対象の柱は、第1に、今日キングの塔と呼ばれる塔屋を持つ第4代神奈川県庁舎自体に関するものであり、第2は、神奈川県営繕組織で働いた技術者とその作品群に関するものである。なお神奈川県庁本庁舎とは、県自身が名付けているもので、本稿では正確性を期する必要がある場合にのみ本庁舎と記述するが、ただ神奈川県庁舎とした場合でも、この第4代県庁舎を指すものであることをお断りしておく。

第1の柱について、神奈川県庁舎は一つの地方官庁建築にすぎないが、国際港たる横浜港に臨んでいるとの立地条件や、県という組織自体が戦前の極めて中央集権的色合いの強い内務省等の中央政府の統制下であったことから、その建物はある種国家の意思表示を伴ったものであった。戦後の近代建築史において、この庁舎はファシズムや国粹主義の表現たる「帝冠様式」の嚆矢であったとされてきており、また逆に近年では井上章一氏などがファシズムとはまったく関係ないとする説を言われている。しかし神奈川県庁舎が「帝冠様式」の嚆矢であったとのこと自体に反論はなく、定説化されている。

政治的イデオロギーと建築様式を左右の立場からマクロ的に議論すれば、それは神学論争のようにきりが無いものになるだろう。筆者はできるだけ客観的に、この不思議な形態の塔を持つ庁舎のデザインが、一体何をモチーフにデザインされ、どう実施設計され現在のものになったかを、言わばミクロ的視点から明らかにしたいと考えた。そのためには設計コンペの当選者たる小尾嘉郎という人物の実像に少しでも近づき、そのデザインに至る発想の原点を突き止める必要があった。

この県庁舎が後世の官衙建築デザインにどう具体的に影響させたかも明らかにしたかった。そしてこの点を論述するには、どうしても佐野利器という建築界の巨人の存在を無視できなかった。しかも、彼は県庁舎ばかりでなく、大正9年に完成した横浜社会館の建設を通じて、既に神奈川県営繕組織とつながりがあった。勿論佐野は日本の耐震構造理論を確立した構造物家としての大家であることは間違いないが、デザイン指導者としての側面について注意深く考察しなければならないと思われた。

さらには、日本趣味あるいは東洋趣味と表現された佐野利器の影響の具体例を考察する

には、旧満州の官衙建築等まで領域を拡大してみる必要がある。そこでもう一人の巨人・伊東忠太の考えと合わせて、自分なりに帝冠様式を再考察してみることとした。

第2の大正・昭和初期の神奈川県営繕技術者とその作品群については、幸いにも第二次大戦の空襲を免れ、その大半が戦後の一定時期まで存在していたが、昭和末期からこの数年の間に老朽化や狭隘化に伴い、解体されてしまっている。しかし筆者の周辺には、この頃の技術者や建築を記憶している人物が何人かおられた。人間の記憶には相当疑ってかかる必要があることも研究過程で判明し、相当の信頼性ある証言や複数の人による一致した見解、また公文書等との比較・検証による以外のものは慎重に対応することとした。しかし営繕技術者の経歴については、神奈川県立公文書館に残された公文書や履歴により、精度の高い調査研究が可能と考えられた。

結果としては、悉皆的にその作品群を整理できたわけではない。特に警察庁舎については、関東大震災後改築したもので、記録が残されていないものが相当あり、後考を期したい。また、この大正から昭和初期の神奈川県営繕を差配した人物に、成富又三の存在が判明していたが、小尾嘉郎と同様に歴史の波間に消えていた。

幸い平成17年の初頭に、彼の孫に当たる方にお会い出来て、本研究の資料として貴重な写真等の提供をいただいた。それらの建築写真は、震災後に建てられた公共建築群が明治期の煉瓦造古典主義建築から昭和モダニズム建築への中間項として読みとくことのできる珠玉のごとき鉄筋コンクリート建築群であることが分かった。

そして、それら建築を直営設計で行った神奈川県営繕技術者の学歴、官吏としての立場がどのようなものであったについても、当時の地方官吏制度と併せて考察を試みることにした。

序 - 図1 キングの塔を持つ第4代神奈川県庁舎



## 第2節 先行する研究

神奈川県庁舎及び神奈川県営繕工事に関する既往の研究を俯瞰すると次のように分類できる。

- (1) 都道府県庁舎全般に関する建築史からの考察
- (2) 帝冠様式からの考察
- (3) 建築設計コンペ史からの考察
- (4) 地方建築史からの考察

まず第1のものとしては、石田潤一郎氏の「都道府県庁舎・その建築史的考察」(思文閣出版、1993年2月)が代表的なものである。石田氏は明治維新时期から現在に至るまでのすべての都道府県庁舎について近代建築史の典型材料として研究し、神奈川県庁舎についても第3代と第4代について言及している。しかし「府県庁舎の原型」や「擬洋風庁舎」の章において、幕末に建築された日本最初の擬洋風公共建築たる初代神奈川県庁舎について触れていない点は残念であるが、この研究書は都道府県庁舎研究のひとつの到達点であろう。

第2の帝冠様式から論じたものは、近江栄氏の小論文「近代建築史における設計競技の位置 「帝冠様式」への起因」(昭和42年日本建築学会関東支部)があり、帝冠様式の魁が神奈川県庁舎であるとした最初のものであろう。以後近江説は定説化され、帝冠様式を説明する際に、ほとんどの建築史書はア priori に神奈川県庁舎をその嚆矢として説明している。その事例としては藤森照信氏の「日本の近代建築・下」<sup>1)</sup>、越沢明氏の「満州国の首都計画」<sup>2)</sup>、建築大辞典<sup>3)</sup>など枚挙にいとまがない。しかしこれらはマクロ的に帝冠様式を論じるプロセスで神奈川県庁舎の名前を引用しているに過ぎず、庁舎そのものの実体的な研究はなされていない。

第3の建築設計コンペの史的考察については、近江栄氏の労作「建築設計競技、コンペティションの系譜と展望」があり、やはり神奈川県庁舎と一等当選者・小尾嘉郎に言及しているが<sup>4)</sup>、これも単に引用している範囲を出ていない。

第4の地方建築史のものとしては、「神奈川県建築史図説」(神奈川県建築士会、1962年2月)が最も充実したものであろう。ここでは初代神奈川県庁舎から2代までについて関口欣也氏が、第3代については武賢一氏が概説している。特に関口氏の初代県庁舎に関する論述は、本稿記述に当たって大変参考になるものであった。

また「横浜・都市と建築の100年」(横浜市、1989年4月)の中で、堀勇良氏が「横浜の建築家」として、明治維新时期から昭和初期にかけての建築家を活動分野ごとに整理している。小論とはいえ極めて緻密に整理しており、神奈川県営繕の項で成富又三に言及している。公刊された図書で成富の名前が出現する唯一のものであろう。<sup>5)</sup>

また神奈川県は昭和63年に、神奈川県庁本庁舎が築後60年を経過し、還暦を迎えたこととして、一般県民向けに「本庁舎建設六十周年記念・神奈川縣庁物語」を刊行している。この記念誌作成には筆者自身資料提供など協力しているが、神奈川県庁の歴史については最も詳細に記述されたものである。本稿もこの記念誌から多くを引用している。

神奈川県営繕組織や工事については、やはり神奈川県建築部が取りまとめた「営繕工事の歩み、営繕年報1968」(神奈川県建築部営繕課、昭和44年3月)があるが、戦前の

ものについては概説程度にとどまっている。

以上のような先行研究による成果はあるものの、(1)～(3)についてはマクロ的視点からの論述の中で神奈川県庁舎を引用しているもので、県庁舎自体の実体に即した研究としては不満足なものである。(4)については、部分的にはかなり詳細に渡った記述もあるが、断片的な情報の羅列に近く、近代建築史としての研究書としては不満足なものと言わざるをえない。

なお建築雑誌(昭和45年1月号)は「大正の建築」をテーマに特集を組み、木村徳国、谷川正巳、長谷川堯の各氏の小論文を掲載しているが、これら論文は大正時代の建築をどう俯瞰して理解するかについて参考になった。

そこで本研究では、これまでの研究成果たるマクロ的視点を見失うことなく、また断片的に残された貴重な情報をミクロの立場から再整理し、調査手法として原始的ではあるが関係者のご親族を訪問し、新たな資料の発掘や証言の採集を行い、神奈川県庁舎の成立過程や大正・昭和初期の神奈川県営繕を考察することとしたものである。

### 第3節 本論の構成と要旨

#### 構成

本稿の構成は第1章から第3章までは、主に神奈川県庁舎に係る歴史的経緯、コンペの実施、当選者の横顔、庁舎の様式的特質について論述し、第4章は大正・昭和初期の神奈川県営繕の技術者と作品について論述し、第5章は付論として帝冠様式について論述し、第6章結語をまとめ、巻末に資料編として小尾嘉郎の日記や詩歌等を登載している。

第1章は、初代から第3代県庁舎が関東大震災で崩壊するまでを考察している。

第2章は、第4代県庁舎の建設過程を考察している。

第3章は、県庁舎コンペ等当選者・小尾嘉郎人物像、その他の入選者達について考察している。

第4章は、大正から昭和初期における神奈川県営繕技術者達とその作品群について考察している。

第5章は、付論として帝冠様式を考察している。

第6章は、結語として、各章の結語を既述している。

資料編は、小尾嘉郎の日記(抄)や詩歌集をとりまとめている。

#### 要旨

・序章は、研究の目的や先行する研究、構成と要旨について述べる。

#### ・第1章 第3代神奈川県庁舎までの庁舎の歴史

第1節では、幕末に奉行所の出先機関であった横浜役所が初代県庁舎となるプロセスを記述する。また幕末から明治維新期の神奈川における行政府の変遷過程、[奉行所・鎮台・裁判所]の語義の整理、県庁舎の位置の変遷、各種写真で見る初代県庁舎、錦絵で見る初代県庁舎、日本で最初の擬洋風公共建築としての初代県庁舎、司法上の裁判所の独立過程、そして最後に初代県庁舎の施工者について考察を加えている。

第2節では、初代県庁舎が明治15年に焼失したため、横浜税関庁舎を買い受けて第2代県庁舎とするプロセス、写真で見る2代県庁舎、県議会場の修繕、老朽化と狭隘化により改築準備のための解体と部材の払下げについての経過を論じている。

第3節では、都道府県庁舎の歴史上最も豪壮華麗と呼ばれる第3代県庁舎の写真、予算と工事概要について論述した。また設計は当初大蔵省の妻木頼黄と遠藤於菟のコンビが予定されていたが、宮内省片山東熊と木子幸三郎へと変更されたが、その理由について筆者の仮説を論じた。

第4節では、関東大震災で第3代県庁舎の具体的被災の状況、またご真影に対する知事らの対応について論じている。

## ・第2章 第4代神奈川県庁舎（現本庁舎）の建設

第1節では、当初県庁職員による直営で設計する方針が、コンペ実施へと変更される経緯について論じた。

第2節では、神奈川県庁舎コンペに至るまで日本初期のコンペの特質、また特に先行モデルとなったであろう国会議事堂や大阪府庁舎のコンペとその結果について論じている。

第3節では、神奈川県庁舎コンペの実施の概要、審査結果、このコンペに対する当時の評価、佐野利器の考え方、一等当選となった小尾嘉郎案・塔のモチーフが五重塔であったこと、横浜生糸検査所でのコンペ応募案の展示会や知事の交代について論じている。

第4節では、実施設計に当たった県庁舎建築事務所の組織、図面の担当者、小尾嘉郎の当選図面と実施設計との相違、建築事務所長・桑原栄治の栄光と悲劇の人生、庁舎工事、装飾のモチーフ、塔の相輪について論じている。

第5節では、落成式の状況、完成写真、天皇陛下の行啓について論じている。

第6節では、神奈川県庁舎コンペとデザインの後世への影響を、佐野利器との関係で論じ、バーナード・ショーの評価、名古屋市庁舎と愛知県庁舎についても言及している。

## ・第3章 神奈川県庁舎設計コンペ一等当選者・小尾嘉郎とその他の当選者達

第1節では、小尾嘉郎の誕生（明治31年）から死去するまで（昭和47年）の生涯について次の項目に従って明らかにした。誕生の地（山梨県北巨摩郡）、出自の小尾氏、進徳幼稚園時代、山梨県師範学校附属小学校時代、甲府中学時代、名古屋高等工業学校時代、東京市役所電気局勤務、神奈川県庁舎設計コンペへの参加と一等

当選、神奈川県採用と早期退職、設計事務所の開設、軍人会館建築設計コンペ参加と佳作入選、井荻浄水場上屋の設計、住宅営団への採用と営団理事・宮沢小五郎(同潤会専務理事)の人物像、営団解散後の設計事務所再開と戦後の作品・恩賜林記念館等について順次論じている。

第2節では、神奈川県庁舎設計コンペで小尾嘉郎以外の入選者達、相賀兼介、土浦亀城、泰井武について論じた。

#### ・第4章 大正・昭和初期の神奈川県営繕技術者とその作品

第1節では、明治初期及び大正・昭和初期の神奈川県営繕組織と営繕技術者に関する概要と明らかにすべき課題を整理した。

第2節では、大正・昭和初期の営繕技術者の俸給体系と職階制度、職員数の変遷からその不安定な任用状況について論じている。

第3節では、関東大震災後の復興に功績のあった者の調書たる「震災復興功労調」により、具体的な営繕技術者の学歴、そしてその大半が工業学校出身であることに着目したことと功労の対象となった具体的建築を論じ、神奈川県立工業学校の設立にも言及している。

第4節では、大正・昭和初期において神奈川県営繕組織を差配した成富又三の経歴やその人物像、成富が関与した主要建築、成富の主要な後継者達について論じている。

#### ・第5章 (付論) 帝冠様式について

第1節では、帝冠様式の語源について再確認した。

第2節では、帝冠様式の批判の経緯を戦前、戦後に分けて論じた。

第3節では、帝冠様式を推進したとされる伊東忠太と佐野利器の考え方について論じた。

第4節では、帝冠様式と呼ばれる建築と、それらの内コンペで生み出された建築を列挙整理し、今日のかつ代表的な建築評論家の帝冠様式論を論じている。

第5節では、旧満州における日本人建築家による官衙建築等を列挙し、興亜様式について論じている。

第6節では、筆者自身の帝冠様式や建築装飾についての考えを述べている。



・第6章 結語

第1節 全各章について結語をまとめた。

第2節 本稿全般の主要事項の関連を体系図にしている。

・資料編

小尾嘉郎が残した日記の抜粋や、青春時代に作成した詩歌の大半、建築設計リスト、畔柳安雄氏の経歴等を記載している。

また本稿と関連する筆者の論文名を記載している。

表記について

- 1 年代の表記は主要なものは西暦と元号を併記したが、基本は元号とした。
- 2 引用した文章はなるべく原文に忠実になるようにしたが、漢字は当用漢字にしている。
- 3 写真に出典の記述がないものは、筆者自身が撮影したものである。

序章 註

- 1) 藤森照信：日本の近代建築・下、岩波新書、1993年11月、P21
- 2) 越沢 明：満州国の首都計画、日本経済評論社、1988年12月、P182
- 3) 建築大辞典、彰国社、1993年6月、P1113
- 4) 近江 栄：建築設計競技・コンペティションの系譜と展望、鹿島出版会、昭和61年12月、P79
- 5) 堀 勇良：「横浜の建築家」、「横浜建築家事典稿」、横浜・都市と建築の100年、横浜市、1989年4月、P62及びP199



# 第1章 第3代神奈川県庁舎までの庁舎の歴史



## 第1章 第3代神奈川県庁舎までの庁舎の歴史

2005年(平成17)現在で、現存する神奈川県庁舎は、本庁舎、分庁舎、新庁舎、第二分庁舎と呼称される全4棟である。勿論出先機関の庁舎や、民間ビルを借りて庁舎としているものも相当数ある。この章では、幕末に奉行所として建設され県庁として転用された初代県庁舎から、壮麗なルネサンス様式で知られる第3代県庁舎が関東大震災で崩壊するまでについての軌跡を追う。

### 第1節 初代神奈川県庁舎

1853年(嘉永6)7月、ペリー率いるアメリカ東インド艦隊が浦賀に上陸し、開港を促す大統領の親書が徳川幕府に提出された。徳川幕府は、この後、アメリカ、イギリス、オランダ、ロシア、フランスの五カ国と通商条約を結び、安政6年6月2日までに、長崎、函館、新潟、兵庫、神奈川を開港することとした。

1859年(安政6)6月、幕府は横浜開港に当たって野毛山に「神奈川奉行所」(戸部役所)を一般行政府として設置し、外国奉行を兼任させた。奉行役宅は、役所近くの野毛坂脇宮ノ崎(現在の横浜市西区宮崎町)に設けた。さらに開港のために外交、貿易、治安を所轄する初代の「神奈川運上所」が設けられる。<sup>1)</sup>この運上所は、木造2階建てで、1866年(慶応2)10月20日の有名な豚屋火事で焼失してしまう。現在本庁舎敷地の南西隅に運上所跡記念碑が立っている。そして慶応3年に初代運上所の筋向かい側(現在の横浜地方裁判所と横浜地方検察庁)に2代目運上所を再建する。横浜役所と呼ばれた。横浜沿革誌<sup>2)</sup>はこの事情を次のように記している。

10月20日、末広町豚肉営業鉄五郎方より出火、港崎町(遊郭)・坂下町・太田町・弁天通・南仲通・本町・北仲通・海岸迄総て四丁目以東、外国人居留地迄延焼、(午前八時より午後十時に至る)此災に運上所・改所・官舎・船製所等悉く烏有に属す、中略

宮本小一君曰<sup>3)</sup>

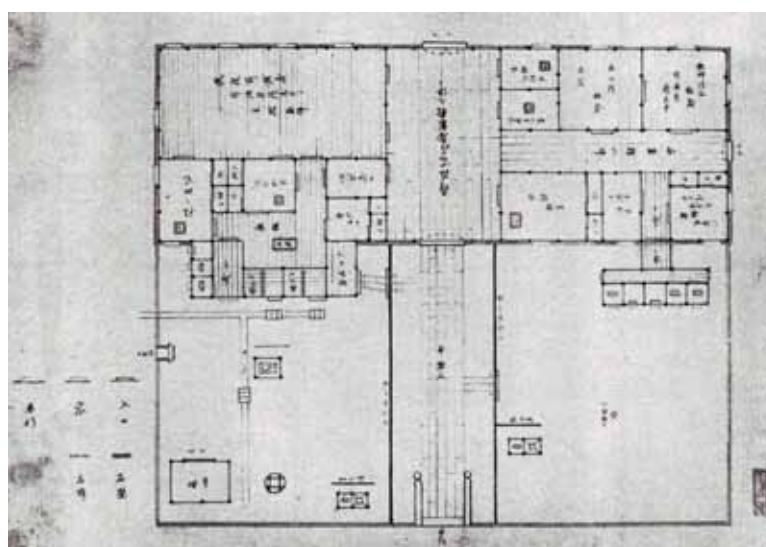
余は此頃野毛坂中腹の官宅に在りて大病を煩ひ居たり、家人に扶けられ座敷より遙に此火災を見下すに、実に火勢の猛烈なる、今に忘れかねたり、役所の書類多く波戸場に出せしが、船に積み載せ、其上に火の粉飛下、燃上る、海水を濺ぎて、是を消す、故に潮ぬれの書類杯跡々に残りしを覚ゆ、其頃迄は幕府質素を主とする故、黒塗り渋板塀、柵、矢来の役所なりき、此火災後、新築は土蔵と石とを交へ、稍、今世の風を胚胎するに至る

図1 - 1 (左) 図1 - 2 (右) 共に五雲亭貞秀の描いた初代運上所



出典 横浜開港見聞誌 (玉蘭齋貞秀、名著刊行会、昭和54年復刻版)

図1 - 3 初代運上所平面図



出典 横浜沿革誌復刻版グラビア

図1 - 1には運上所西門とあるので、図1 - 3の平面図とは必ずしも一致していない。平面図では塀が建物全体を囲っていないからである。しかし横浜沿革誌の「黒塗洪板塀、柵、矢来の役所なりき」の記述と五雲亭貞秀の絵は一致している。五雲亭が「横浜開港見聞誌」を刊行したのは1861年(文久2)であり、実際に描いたのは開港してわずか2~3年後のことである。

1868年(慶応4)3月19日に、維新政府は神奈川奉行所を廃止して「横浜裁判所」を横浜役所に設置した。裁判所といっても、司法から民事、税関機能まで所管していた。神奈川県はこの期日をもって立庁記念日としており<sup>4)</sup>この建物が初代神奈川県庁舎ということになる。初代総督には東久世通禧が着任している。また、この初代総督をもって初代知事としている。神奈川県が毎年公式に刊行している「県勢要覧」(神奈川県企画部統計課)は、「かながわ」の地名と県の沿革について次のように記述している。「かながわの名は、鶴岡八幡宮所蔵の文永3年(1266)の文書に、武蔵国稲目、神奈河郷の郷名として初めて現れ、カメ河、神名川、金河、江戸名所図会には、上無川とも書かれ、武蔵国橘樹郡神奈河(現在の横浜市神奈川区)の地域をいい、古代から陸上・海上交通の要衝として知られていた。この地が県名になったのは、安政元年(1854)に江戸幕府がペリー提督と神奈川条約(日米和親条約)を結び、同5年(1858)日米修好通商条約を結び、翌年6月には横浜港開港にあたり神奈川奉行所を設置したことに起因している。その後明治維新政府が、慶応4年(1868)4月に、その行政権を引き継いで神奈川裁判所と改称し、明治元年(1868)9月に神奈川県となった。」<sup>5)</sup>

県勢要覧の記述は大変あっさりしたものであるが、実際に行政府としての神奈川県発足への道のりは複雑な紆余曲折を経たものである。特に、幕末の奉行所から裁判所、そして県庁へのプロセスは今日多くの史書で明らかにされているが、県や市の刊行図書でもしばしば誤述が見られる。それは特に行政府としての裁判所と司法上の裁判所の混同に見られ、また幕末・明治維新时期に数多く出された横浜錦絵自体のいい加減さにごまかされている例もある。そこでまず幕末から明治維新时期の行政府の変遷と庁舎の関係をまず整理する。

### (1) 幕末から明治維新时期にかけての行政府の変遷

1859年(安政6)横浜開港に際して、徳川幕府は戸部村の宮ガ崎に神奈川奉行所を置き、本町に(現在の県本庁舎の位置)外交事務と関税事務を扱う運上所を設置した。戸部の奉行所は戸部役所と称され、運上所と合わせて神奈川奉行所を構成していた。

1866年(慶応2)10月20日 いわゆる「豚屋火事」により、港崎遊郭をはじめ外国人居留地まで延焼し、運上所と付属役宅等が全焼してしまう。

1867年(慶応3)3月、運上所が再建され横浜役所となる。

横浜沿革誌<sup>6)</sup>では、「西洋型2層の石造、建築受負人・河井松右衛門で9月竣工、横浜役所と改称す」

新野裕秀氏は「寄棟・瓦葺き、中央になまこ壁の塔屋、建坪221坪」<sup>7)</sup>としており、神奈川県は「木造2階建て、外壁石張りの防火構造、施工は神奈川役所の4人の定式請負人の1人、深見屋・河井松右衛門」<sup>8)</sup>としている。

1868年(慶応4)3月19日 横浜役所を横浜裁判所と改め、戸部役所を戸部裁判所と改めた。実際には京都において東久世通禧が横浜裁判所総督に任命された

が、これは遙任総督であった。即ち横浜裁判所は京都において横浜に裁判所を設けるとのことでとりあえず用いた仮称であった。<sup>9)</sup>

同 年 4月20日 神奈川県裁判所（横浜裁判所と戸部裁判所の総称）と正式に改められた。横浜の涉外業務と神奈川県奉行支配地の民政その他一切を新政府が接収した。<sup>10)</sup>

同 年 6月17日 神奈川県裁判所と改称される。<sup>11)</sup>なお横浜沿革誌では5月23日に「神奈川県裁判所と改称せらる」と記述されている。

同 年 7月2日 戸部裁判所が横浜裁判所内に新築移転し、前者が内政局、後者が外政局として二部局組織となった。<sup>12)</sup>

同 年 （明治元）9月21日 神奈川県を神奈川県に改める。県知事・寺島宗則となる。（9月8日明治と改元され、一世一元の制が定められた。）  
即ち、この日9月21日をもって神奈川県史は神奈川県の起点日としている。

1872年（明治5）9月 「司法職務定制」が制定され、その第56条に基づき各府県に司法裁判所が設けることとなり、司法上の神奈川県裁判所が新設された。<sup>13)</sup>また「横浜沿革誌」は、「8月5日、神奈川県に司法省裁判所を新置し、裁判官（中判事・尾崎忠治）出張在勤す、神奈川県聴訟及断獄掛員一同司法省に転任す、当分、神奈川県内庁の玄関及広間に於て開庁せり」と記している。<sup>14)</sup>続いて同書は「同月、神奈川県裁判所の称を改め、神奈川県庁と称す」とある。「横浜近代史辞典」の横浜地方裁判所の項では、「5年8月新に神奈川県裁判所を設け是に於て聴訟断獄の事務悉く司法省の所轄に帰せり」としている。<sup>15)</sup>

1875年（明治8）1月 神奈川県裁判所は、山田町1丁目の2千余坪の敷地に庁舎を建築し移転した。<sup>16)</sup>

1876年（明治9）9月 神奈川県裁判所は横浜裁判所と名称を改めると共に区裁判所を庁中に置いた。<sup>17)</sup>

1877年（明治10）6月 横浜裁判所は北仲通元仏国領事館地に移転した。<sup>18)</sup>

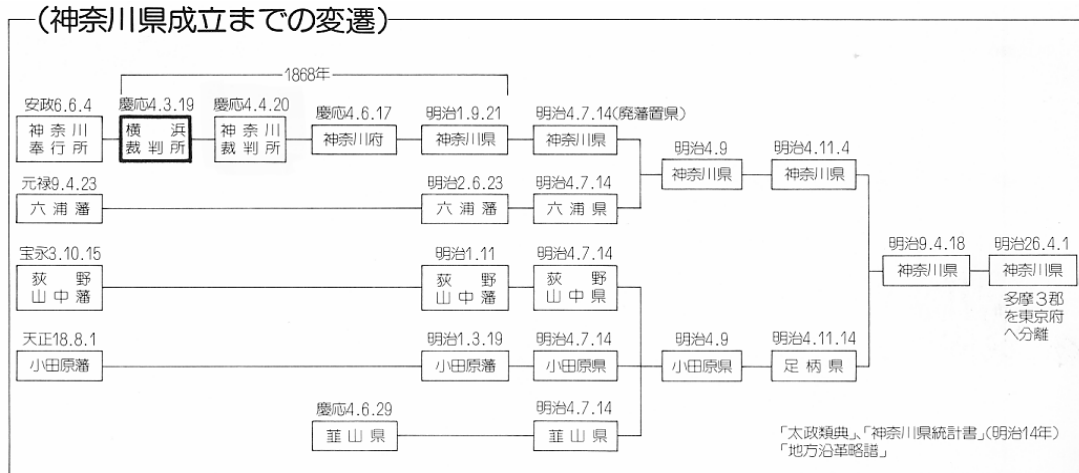
1882年（明治15）1月 横浜裁判所を横浜始審裁判所とし、横浜区裁判所を横浜治安裁判所と改称した。<sup>19)</sup>

1890年（明治23）3月 両裁判所は合わせて北仲通5丁目の2850余坪の地に、洋館2階建ての庁舎を新築し移転した。



## (2) 奉行所・鎮台・裁判所の語義について

次の図表は、神奈川県が公式刊行物に県の圏域と県庁自体の名称の変遷を説明する際によく使用しているものである。しかし誤解を招きやすいのは、「裁判所」という言葉が、行政府としてのものと、司法上の用語と両方含まれている点にある。



図表1 出典 「神奈川県庁物語」(神奈川県)

大久保利謙氏は幕末・明治維新时期における「奉行所」「鎮台」「裁判所」についてはほぼ同義語であると述べている。<sup>20)</sup> 即ち「鎮台」は奉行の唐名で、幕末の文人は奉行のことを鎮台と書き、明治になってもわざと鎮台と書いているものが、少なくないとする。また鎮台を裁判所に改めたのは明確な理由は明らかではないが、「鎮撫総督」とまぎらわしいので、同義語の「裁判所」としたのではないか。「裁判所」もやはり旧奉行所の改称であって、後の司法裁判所とは関係なく、民政所というべきものであると記述している。勿論「裁判所」は民政所機能を果たしていたが、司法機能も重要な役割であった。「横浜近代史辞典」は横浜裁判所について次のように記述している。<sup>21)</sup> (句読点は筆者による。)

「維新の後、徳川百箇条は悉く陳腐に属したれども、新政府には未だ法典を發布せざれば、明治2年5月神奈川県判事井関富右衛門(2代知事、盛良のこと。筆者注)は旧法の或る箇条に多少改正を加え、新法発布に至るまでの間、神奈川県下に限り之を施行したり。

明治元年本県立庁の当初にありては、概ね幕府の旧慣を因襲し、町会所内に罪人下調所を置き、市在取締役定廻役詰め合いて、手先(探偵)之に属し、刑事初步の事務を取扱へり。其犯人を捕ふるや、先づ下調所に於て下調を為し、假に書を作りて一旦町会所内なる假牢に留置し、神奈川県裁判所に訟ふ。是に於て知県事は下調を為したる裁判官吏其他監察主管等を立会せしめて、一応犯人の糾問を為し、更に調役に命じ、監察掛(目付)立会の上本調を為さしめ、其終結するに及んで調役監察立会の上、関係人、被告人等を白洲に座せしめ、知県事は装束して刀を携へ出でて、裁判言渡を為す。以下省略」

明治のはじめは、まだ廃刀令（明治9年3月）以前であり、知事は奉行として帯刀し、白洲に臨んでいる。いかにも上記史料は幕府時代の奉行制度の有様が色濃く残る文明開化期の状況を示している。

またさらに神奈川県発足時の複雑性には、神奈川奉行所が外国奉行を兼帯していたことがそのまま引き継がれたことも指摘できる。明治2年7月8日に太政官制の改定により外務省が創設されてはいるが、機構として確立するのは明治6年である。<sup>22)</sup>

即ち初期神奈川県は、地方庁兼外交官庁そして司法庁という三重人格を背負っていた。司法機能については明確に明治5年をもって分離されるが、外交機能についての特殊性が解消されたのは廃藩置県以降の明治8年から10年にかけてのことである。<sup>23)</sup>

神奈川県が国政の一部兼担から純然たる地方庁となる過程を整理すると次のようになる。

1867（慶応3）9月	横浜役所	民政・司法・外交機能
1868（慶応4）3月	横浜裁判所	民政・司法・外交機能
1868（慶応4）4月	神奈川裁判所	民政・司法・外交機能
1872（明治5）8月	神奈川県庁	司法上の裁判所が分離
1875（明治8）1月	神奈川裁判所（司法）が山田町へ移転、神奈川県が純粹地方庁化する	
1876（明治9）9月	神奈川裁判所（司法）が横浜裁判所と改称	
1877（明治10）6月	横浜裁判所（司法）が元フランス領事館（北仲通）へ移転	

(3) 明治初期の県庁舎位置の変遷

図1-4 (左) 慶応2年と(右) 明治元年の位置

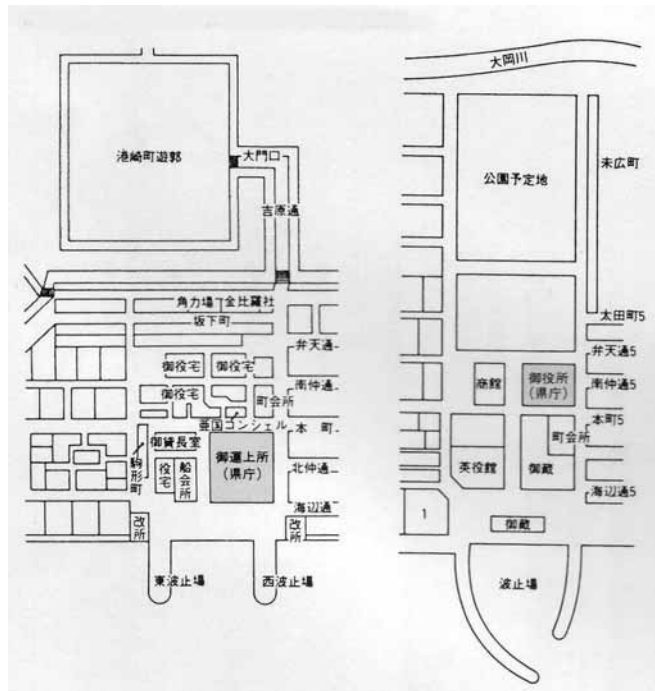
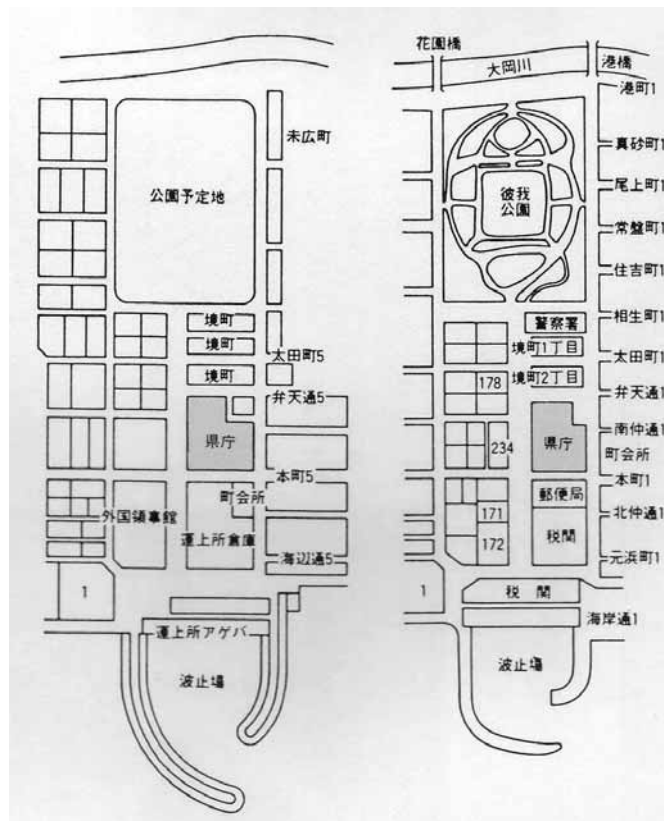


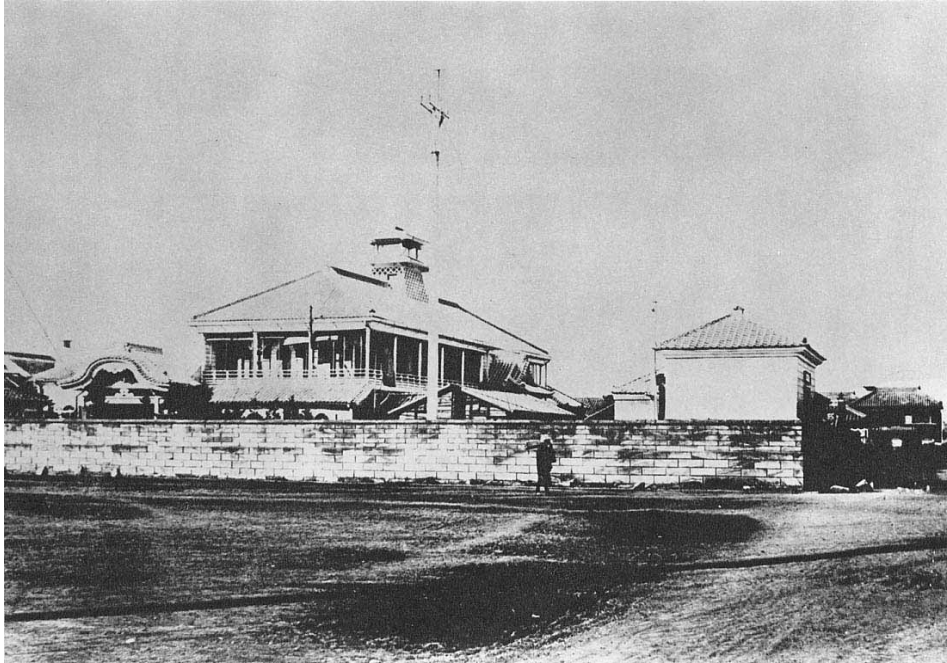
図1-5 (左) 明治3年と(右) 明治11~14年



出典 神奈川県建築史図説

#### (4) 写真で見る初代県庁舎

図1 - 6 初代県庁（横浜役所）



出典 神奈川県建築史図説

この写真はかなり初期に撮影されたものである。明治7年以降であれば右手奥に横浜町会所が見えるはずだが、それが無い。撮影は現在の日本大通側からなされたものである。

図1 - 7 絵入りロンドン新聞に描かれた県庁舎



出典 The Illustrated London News 1872年（明治5）1月13日号

図1 - 7は、「The Illustrated London News」の記事自体にこの建物が横浜役所あるいは裁判所と示す文章は無いものの、克明に描かれた建物の姿は明らかに初代県庁であるが、図1 - 6の左側にある唐破風の玄関がはっきり描かれていない。この唐破風部分は、明治元年7月2日に、戸部裁判所が横浜裁判所内に新築移転し、前者が内政局、後者が外政局となった際に増築されたものと推定される。「横浜沿革誌」は6月に、「横浜裁判所内西洋館の南方へ新に日本館を建築し、戸部裁判所を合併し、内政局及外政局と称す」と記している。

また「横浜沿革誌」の慶応3年6月2日付けの記述に、「弁天祭礼の為め市街より山車・手踊等を出し、横浜役所へ順次練込、(開港以来始めて奉行並各国コンシユル縦覧す)所作を為す、(其賑ひ、万延元年の祭典\*に20倍せりと云)」とあり、図1 - 7はこの時の様子を描いたものとも推定できる。とすれば、図1 - 7は最初期の横浜役所、即ち初代県庁を描いている可能性がある。

\*「万延元年の祭典」については「横浜開港側面史」(横浜貿易新報社編、明治42年6月刊、昭和54年5月歴史図書社が復刻版刊、P155~157)に掲載された杵屋小三なる者の談話が詳しい。これによると、「前年に異国と相談がまとまり開港が決定したことを祝って盛大に洲干町弁天様の祭りを行った。そして異人さんは手古舞や花車の跡を歩いてポットロ(鉛筆)でその様子を描いていた。」と述べている。

なまこ壁の塔屋には人影が見えている。望楼機能と共に、ここでは刻の鐘を突いたのではないか。後に、擬洋風建築として多く建築された学校に見られる中央の塔は、大概は鐘楼であるからだ。また、沿道に向かって幕で仕切られた観覧席が設置されており、多くの来賓とおぼしき人影が見えるが、これも「横浜沿革誌」の記述に合致している。

図1 - 8 明治7年頃の県庁舎



出典 図説横浜外国人居留地 (横浜開港資料館)

本庁通りを挟んで郵便局が工事中である。またこの写真は完成した横浜町会所の屋上から撮影したと思える。従って明治7年頃の撮影と推定される。写真手前には町会所のバラストレードの一部とおぼしきものが写っている。日本大通りを挟んだ向かい側に、ベランダを持つ2層の洋館が見えるが、アメリカ領事館である。また初代堅調の敷地内には行政需要の増加に伴い、相当増築を重ねているように見える。

神奈川県はその刊行物で次のように記述している。「初代県庁舎は棟梁・河井松右衛門による例の擬洋風建築であり、石造二階建てでベランダを有していた。玄関は唐破風のどっしりしたもので、屋根には小さな塔がのっている。障子にはギヤマンを張り、畳には絨毯を敷いた。」<sup>24)</sup>この写真では、吹き放しのベランダは、ガラスを嵌め込んだ壁により内部空間となっている。なお後述するように、河井を棟梁としているのは誤りである。

図1 - 9 初代県庁（日本大通側）



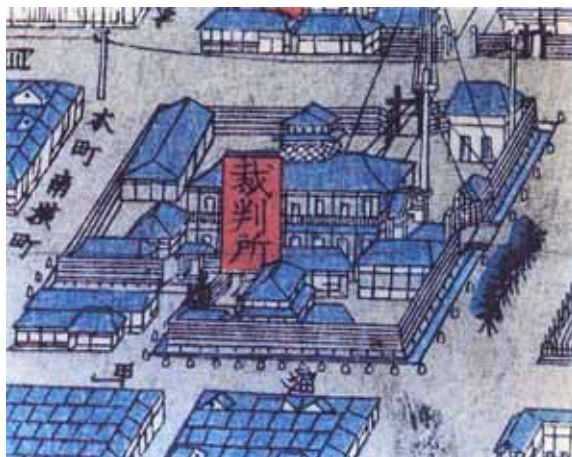
出典・神奈川県会史第3巻グラビア

この写真は県庁南側、即ち今日の日本大通り側から撮影したもので、唐破風玄関は一般用ではなく、高位の役人達の出入り口であったとも想定できる。図1 - 6の左隅にこの唐破風玄関が見えており、図1 - 8からは裏側となる。図1 - 10の五雲亭貞秀の大雑把な絵は南側（陸側）から見たものであるが、唐破風らしき入り口が右側（日本大通り側）に描かれている。図1 - 9の撮影時期は県議会が創設された前後と思われるので、明治12年頃と推定できる。



#### (4) 錦絵に描かれた初代県庁

図1-10 横浜式覧之真景の一部 明治4年、五雲亭貞秀画



出典 横浜もののはじめ考（横浜開港資料館1988年刊）

幕末、明治初期には横浜裁判所と記述された初代県庁の錦絵は数多く存在している。しかしこれら錦絵は参考にはなるものの、信頼精度の点からは相当に注意してかかる必要がある。その理由として、先人絵師の書き写しや、派手に見せるためのデフォルメをしたことがあげられよう。中にはまるきり別の建物を勘違いして、横浜裁判所としているものまである。

図1-11(左) 刊年不詳 芳虎画 横浜往返寿古録の一部

図1-12(右) 明治5年 3代広重画 (神奈川県立図書館所蔵)



出典 横浜もののはじめ考

図1-11と1-12は左隅に開設されたばかりの電信所が描かれ、また絵全体のアングルも同じである。違いは図1-11の1階部分の壁がなまこ壁らしく描かれているが、

図1 - 12の方は石張りである。どちらかの絵師が片方の絵を真似て描いた可能性も考えられる。

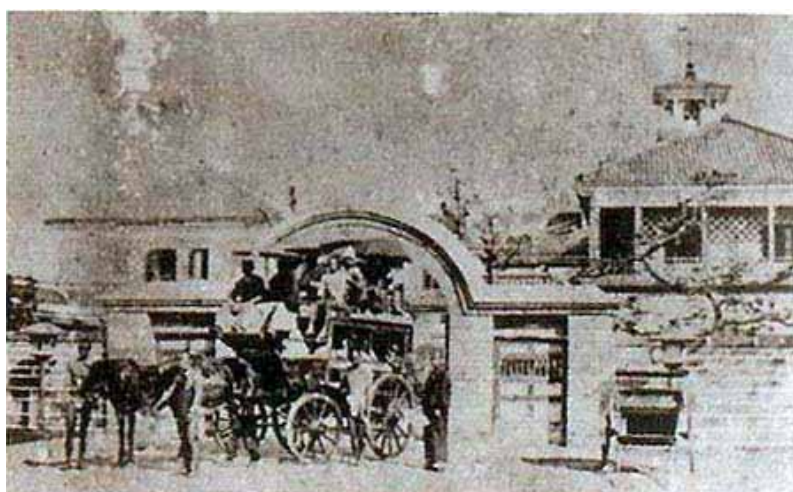
神奈川県庁の前身である横浜裁判所は、通史的には慶応4年3月19日から同年4月20日神奈川裁判所となるまでのわずか1ヶ月程にすぎないのであるが、実際に明治維新後の錦絵は大抵が横浜裁判所の名称を使っている。行政組織上は神奈川裁判所となっても、庶民間では、横浜裁判所の方が分かりやすかったのであろうか。

図1 - 13 横浜海岸通之図 (出典・市民グラフヨコハマ NO.68,1989)



市民グラフヨコハマ NO.68号は、この錦絵の解説に明治3年孟斎芳虎の画であり、「ここに描かれた建物は慶2年の大火で全焼した運上所に代わって翌年建設された横浜役所である。明治になって神奈川県庁となった。」と記述しているが誤りである。まずもって、この絵自体が明らかに慶応4年に完成した築地ホテル館を描いたものである。

写真1 - 14 築地ホテル館



出典 「棟梁から総合建設業へ、清水建設200年の歴史」  
築地ホテル館は東京随一の名所となり、絵師も競って描き、火事で消失するまでの4年



足らずの間に錦絵は100種類を超えた。<sup>25)</sup>

図1 - 15 横浜繁栄本町通時計台神奈川県全図



出典 (横田洋一編、横浜浮世絵、平成元年5月、有隣堂)

この絵は2代國鶴によるものだが、「時計台」即ち横浜町会所が描かれているので明治7年以降のものと推定される。左側に描かれた建物は初代県庁であるが、屋根は本来寄棟であるはずが、ここでは入母屋となっている。

#### (5) 初代県庁舎の塔 日本初の擬洋風公共建築

明治維新直前とは言え、いまだ徳川幕府の時代に、ベランダを廻した洋館風の奉行所が作られたのであるから、当時の人々には驚きであったかもしれない。それは当然絵師達の絵心を誘ったに違いない。だからこそ横浜繁栄の象徴として、多くの錦絵に登場しているのだろう。それを見よう見真似で、地方の大工が似た建物を建てたとしても不思議ではない。その一例が新潟税関である。幕末・明治初期の横浜は、あらゆる事物が最先端のファッションリーダーだった。

特に初代県庁舎を特徴付けているのは、なんと言ってもなまこ壁を用いた中央の塔である。この塔は、鐘楼と望楼機能のためと思われるが、その形は明らかに日本的であり、城郭建築に見られる櫓をモチーフにしたと想定できる。二層の洋風建築本体に和風の塔の組み合わせは、帝冠様式と呼ばれる第四代県庁舎と相通ずるものがある。

神奈川奉行所が何故その出先機関を洋風としたのか。その理由は今日判然としないが、焼失した運上所を引き継ぐ外交機関として外国人が出入りするオフィスであったこと、また奉行所の普請方は、後述するクリベ設計のフランス公使館建設をま近に見ていたことなどが想定できる。そして、和風の塔は日本の役所としての記号機能をそこに持たしていたものと推測できる。

写真 1 - 1 6 岐阜県岩村城の太鼓櫓



図 1 - 1 7 新潟運上所



出典 歴史読本（平成 1 1 年 1 0 月号）

## （ 6 ） 司法上の裁判所

既に見てきたとおり、初代の司法上の裁判所は初代県庁舎、即ち横浜役所、横浜裁判所、神奈川裁判所の中にその機能は包含されていた。明治 5 年に司法上の神奈川裁判所が分離し、明治 8 年 1 月に横浜区山田町 1 丁目に移転する。

図 1 - 1 8 独立移転した初代神奈川裁判所



出典 横浜市史稿教育編

この裁判所は明治 9 年 9 月に横浜裁判所と改称され、所内を区画して横浜区裁判所も設置した。翌年元フランス領事館に移転し、吉川小学校（後の寿小学校）となる。従って裁判所として使用されたのはわずか 2 年程度にすぎない。設計者は林忠恕と営繕年報 6 8 は伝えている。<sup>26)</sup>

大工であった林忠恕は、明治 4 年に大蔵省営繕寮に雇われ、トップのお雇い技師・ウォートルスの下で力を発揮し、日本人技術者の筆頭となっていく。<sup>27)</sup> 林が設計したとされる明治 7 年の内務省庁舎にも、入母屋の屋根勾配をもったペディメントがついており、さ

らにペディメント中央に円形（菊のご紋）の装飾があしらわれている。<sup>28)</sup>

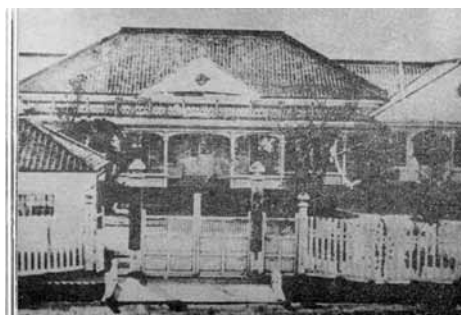
この神奈川（横浜）裁判所も、正面方向に向って菊の御紋章らしき装飾が付いた勾配のきついペディメントが特徴的であり、清水喜助のまがまがしい和洋折衷に比べて洗練されている感がある。これは図1-11、図1-12の錦絵に描かれた初代県庁の正面玄関の入母屋風のものが洋風ペディメントへと進化（変化）していったと考えてよいのではないか。しかし初代県庁の正面玄関については、図1-6及び図1-7ではこの形が明瞭に写っていない。かろうじて図1-6の玄関部分は、錦絵の玄関と外形的に矛盾していないことだけは分かる。

そしてこの林忠恕のデザインは当時の司法庁舎としてモデルになっていったと想像できる。その事例が次のものである。

図1-19（左） 山梨裁判所



図1-20（右）静岡裁判所



出典 山梨の洋風建築（甲陽書房）

植松光宏氏の研究によれば、山梨・静岡の裁判所は共に明治8年に、藤村式と呼ばれる甲州山梨の擬洋風建築を数多く手がけた棟梁・小宮山弥太郎の設計により建築されたものである。<sup>29)</sup>しかしこれらデザインの大本となったのは、ウォートルスの影響を受けた林忠恕の擬洋風官庁建築であろう。

図1-21 竹橋陣営（近衛兵営）

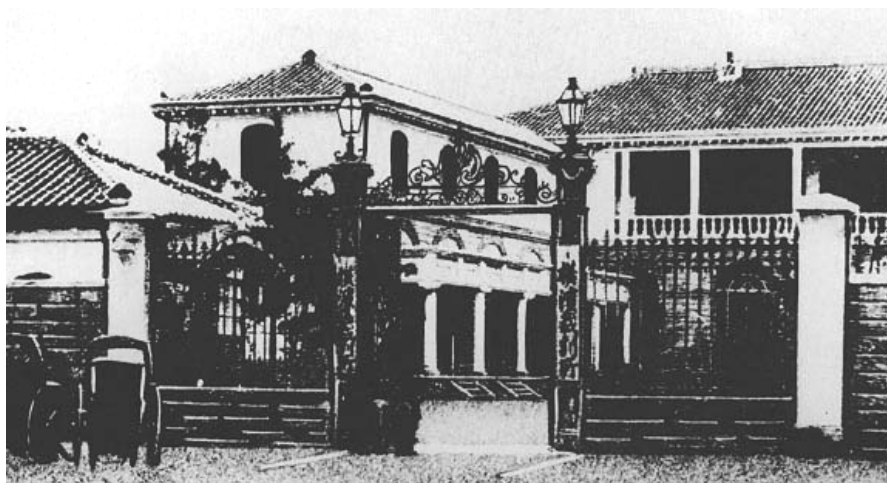


出典 明治大正建築写真聚覧（日本建築学会）

図1 - 21はウォートルス設計による東京麹町にあった竹橋陣営であり、明治4年に竣工したものである。ペディメント風の正面上部壁面には、菊の御紋章があり、これが当時の官庁建築の標準モデルとなったのだろう。

そして明治10年6月に司法上の横浜裁判所は元のフランス領事館に移転する。

図1 - 22 明治10年6月に移転した横浜裁判所（旧フランス領事館）



出典 横浜史料開港70年記念

横浜史料70年記念（横浜市、昭和3年6月、有隣堂）は、北仲通5丁目でフランス公使館跡と記述している。この写真は神奈川県が平成元年に刊行した「神奈川県庁物語」（県出納局、平成元年3月）の中で、誤って初代県庁として紹介しているものだ。こうした誤解は冒頭記述したように、神奈川（横浜）裁判所が民政所機能と司法機能を併せ持つ時代と分離した時代でも同じく裁判所の名称を使用していたことに起因している。

このフランス領事館は、1866年（慶応2）2月に完成したもので、幕府が建築費を出しフランスに貸与する形をとったものである。横浜沿革誌では「同年2月本町1丁目（現今、裁判所の地）へ仏国公使館、其南へ同国岡土館建築成る」と記している。工事の監督はクリペが当たった。公使ロッシュはルネサンス風の豪華な鉄製門扉を本国から取り寄せている。<sup>30</sup>この背景には、1862年（文久2）に起きた生麦事件以降、江戸幕府とフランスが急速に親密の度合いを増していったことがある。この建物は次の錦絵に描かれているが、絵師は人物や建物もさることながら、この豪華な門扉を紹介したかったのではなかろうか。



図1 - 2 3 横浜本町海岸仏郎斯役館之全図、立祥（2代広重）、明治2年



出典 横浜浮世絵（横田洋一編、平成元年5月、有隣堂）

図1 - 2 4 初期のフランス公使館



出典 図説 横浜外国人居留地（横浜開港資料館編、平成10年3月、有隣堂）<sup>31）</sup>

図1 - 2 5 辰野金吾設計の明治23年に建設された横浜地方裁判所



出典 明治の日本（横浜開港資料館編、平成2年3月、有隣堂）

その後、この横浜裁判所は明治15年1月に横浜始審裁判所、横浜区裁判所は横浜治安裁判所と改称される。そして明治20年3月に日の出町1丁目の仮庁舎に移転し、辰野金吾設計になる新庁舎に明治23年3月に移転する。名称は横浜始審裁判所が横浜地方裁判所、横浜治安裁判所は横浜区裁判所となっている。横浜沿革誌では3月15日、海岸通5丁目横浜始審裁判所新築落成（明治20年3月着手、本月工事竣工す）開庁式挙行、同月24日移転と記している。

図1-25が明治23年に建築されたもので、レンガ造2階建、延べ約4,700余㎡のルネサンス風の建築である。設計した辰野金吾は1854年（安政元）生まれであるから、この頃まだ30代半ばであり、彼の初期の作品に属する。と同時に、洋風建築を修得した日本人自身による初期の建築作品ということになる。この建物は、大正12年の関東大震災で崩壊してしまうが、震災復興で横浜地方裁判所が再建されたのは、初代県庁があった本庁1丁目である。

### （7）初代県庁の施工者

すでに見てきたとおり、初代県庁は幕末慶応3年に建設された神奈川奉行所の出先機関だった横浜役所を引き継いだものである。施工は定式請負人の一人、深見屋・河井松右衛門と記録されている。この定式請負人について、横浜沿革誌は文久元年9月に次のように記している。

坂下町（清水）喜助、本町5丁目宝田屋太郎右衛門、水鳥屋（竹村）武助、本町4丁目深見屋（河井）松右衛門の4名を神奈川役所定式普請、又は入札受負人と定む、当時外国人家屋建築のときは、（普請掛と唱へ）横浜元町名主半右衛門、（家守と唱へ）太田町名主源左衛門及本町5丁目宝田屋茂兵衛関係す、（寄留の大工等、外国人より建築を請負、工事途中、逃亡せし等不都合あり、其取締の為に官より命ぜしならん、明治元年、此関係止めしむ）

この4人の定式請負人を図表で整理すると次の通りである。

名前（出身）	場所（面積）	取り扱い品目等
清水屋喜助（越中礪波郡井波）	本町5丁目坂下町（425.5坪）	材木、御普請請負、大工
宝田屋太郎右衛門	本町5丁目、北仲通5丁目（15坪、50坪）	材木、炭、生糸、荒物、乾物
水鳥屋武助	本町1丁目（120坪）	水鳥、食料、干物、生糸、茶、織物、蠟、水油、荒物、鉄物、薬、材木、竹、石、瓦、炭薪、紙、米
深見屋松右衛門（江戸深川永代寺門前町）	弁天通5丁目（70坪）	乾物、荒物、水油、塩、米、炭薪

図表2 横浜市史第2巻々末横浜商人録から作成

横浜沿革誌は外国人から依頼された仕事を、途中で投げ出し逃亡する大工がいたため、定式普請、又は入札請負人を定めたとしている。この文意からすると、幕末の横浜には外部から相当数の大工が集まってきており、中にはいい加減な連中がいた。その対策として、神奈川奉行所が信頼のおける業者としてこの4者を指定したというものである。

この背景には、安政5年の日米修好通商条約締結後、一年足らずでの開港を迫られた幕府は、大急ぎで貿易港としての横浜を作り上げなければならず、開港後も外国領事館や商館、住宅など膨大な土木・建築の需要が喚起され、賃金も高騰したことがあった。元来横浜は漁村であり、地付きの職人を調達することは望むべくも無かったため、江戸の職人達がこぞって進出した。この中には居留地第1号の英一番館を施工した鹿島建設の祖・鹿島岩吉もいた。

坂下町の清水喜助とは、勿論現在の清水建設の創業者であるが、他の3者ははっきりしない。しかも普請・大工と取り扱い業種にはっきり書いているのは清水喜助だけで、他の3者は明らかに普通の商人と思える。決して大工の棟梁とは思えない。とすると奉行所が考えた普請における信頼できる業者とは、必ずしも信頼できる大工の棟梁である必要はなかったことになる。

開港以来外国人の注文に応じて洋風建築を施工することのできる職人達は存在したはずであるが、問題は責任をもって彼らを集め差配し、必要な資材が供給できる組織体の存在が重要だった。また荒くれに近い土工や職人もいたであろう。従って、そこにはある種ウラ社会にも顔がきく必要もあった。ヒト・モノ・カネを統括して建物を責任をもって建てる商人、即ち一括請負業・ゼネコンの原初形態が自ずと出来上がったと考えてよいのではないか。

初代神奈川県庁舎の施工は、深見屋・河井松右衛門であると県の刊行物でも紹介されている。(営繕年報68,P10等)しかし実際に図面を引き、施工した棟梁が誰かは不明である。だがその形状は、正に官庁建築に採用された日本の擬洋風公共建築の第一号にふさわしいものである。

## 第2節 第2代県庁舎

### (1) 旧税関庁舎

初代県庁は明治15年12月22日に火事で焼失する。応急処置として横浜町会所（現在の横浜市開港記念会館）を仮の庁舎にあてた。この当時、横浜税関は現在の県本庁舎位置に石造3階建の建築を使用していたが、埠頭側に移転することが計画されていた。そこで県は税関庁舎4棟、8330平方メートルを80,115円で譲り受け、2代県庁舎とした。<sup>32)</sup>この建物は明治4年に税関業務が県の業務から分離したのを契機に建築計画がなされ、明治6年に完成したものである。しかし建築のプラン等詳細は今日はっきりしない。設計はカリフォルニア出身のアメリカ人、R.P.ブリジェンスによるものである。ブリジェンスは日本最初の鉄道駅舎である新橋駅と横浜駅（現在の桜木町）の設計者でもある。ブリジェンスについては「日本の近代建築（上）岩波新書・藤森照信著」に詳しい。それによると1819年に生まれ（出生地不明）、1864年（元治元年）にサンフランシスコから横浜に来る。横浜で建築・土木の設計事務所を開き、幸か不幸か慶応二年の豚屋火事を経て、仕事が急増する。高島易断の開祖である高島嘉右衛門（土木・建築業をしており、埋立をした場所が今でも高島町という地名で残っている）と組んで更にビジネスチャンスを得る。明治2年のイギリス領事館、明治4年の新橋駅と横浜駅、明治7年の横浜町会所、その他横浜居留地での西洋館のいくつかを手がけている。

「横浜西洋館の祖」と呼ばれており、擬洋風建築の始めと言われる清水喜助が完成させた築地ホテルにも協力していた。従って、文明開化期に全国的に広がった擬洋風建築のモデルとなる洋風建築の設計者であった。明治24年72歳で没する。

### (2) 写真に残る第2代県庁舎

図1 - 26 絵葉書に見る第2代神奈川県庁



出典 100年前の横浜・神奈川（横浜開港資料館）

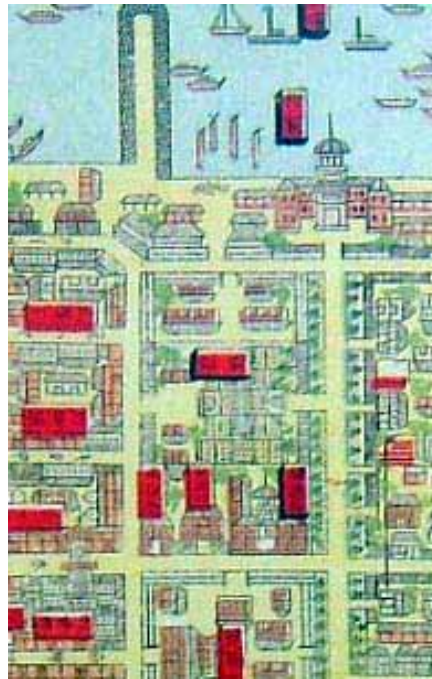


図 1 - 2 7 正面から見た第 2 代県庁



出典 神奈川県営繕年報 6 8

図 1 - 2 8 地図から見る全体のレイアウト



出典「横浜真景一覧図絵」の部分図、尾崎富五郎 明治 2 4 年刊、横浜開港資料館所蔵

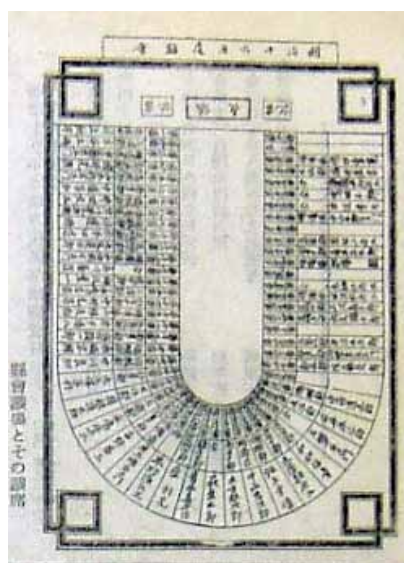
中央に「縣廳」があり、南側に隣接して左から「市役所」、「警察部」、「驛遞局」が並んでいる。日本大通り側に正面玄関があったが、その裏側にもアーチ状の入り口らしきものが見える。日本大通りの海側突き当たりには、松茸の塔で知られる税関庁舎が描かれている。(関東大震災で倒壊)

### (3) 県会議場

このブリジェンス設計の税関（2代目県庁舎）は本格的な欧米建築様式であるが平面等の詳細は不明である。この工事監督には林忠恕も関与していた。<sup>33)</sup>

初代県庁舎が焼失した翌年、明治16年3月19日の臨時県議会は旧税関構内の県庁舎において開催されている。この議会で県庁舎と警察庁舎建築修繕費として約85,000円の予算が承認されている。またこの時の議場の馬蹄形をしたレイアウト図が残されている。

図1-29 馬蹄形をした明治16年の県会議場



出典 神奈川県会史1（神奈川県）

この2代目庁舎への移転は、明治16年8月に行われ、以来神奈川県庁舎はこの地から動いていないことになる。翌明治17年には煉瓦造2階建の議場と警察本署が新築している。横浜沿革誌はこのことについて次のように記述している。

明治16年8月6日 本町1丁目3番地横浜税関跡へ神奈川県庁を移転す

明治17年3月1日 神奈川県庁構内へ県会議事堂新築落成、開場式を挙げる（前年11月着手、煉瓦造2層、此年2月28日竣工楼上を議事堂とし、楼下を警察本部とす）

### (4) 庁舎の老朽化と狭隘化

明治40年頃には、この庁舎も老朽化と狭隘化が進み、新県庁舎建設の必要性が高まった。そして明治41年9月2日に、大蔵省の妻木頼黄を本庁舎改築工事設計及工事顧問囑託に、遠藤於菟（明治27年東京帝大卒）を建築工事長に招聘した。2人は明治37年に完成した横浜正金銀行（現神奈川県立歴史博物館）建設に於ける師弟コンビである。明治42年9月に山下町公園（現横浜公園）に仮庁舎が完成した。知事・周布公平は庁舎移転

の告示を次のとおり行った。

神奈川県告示第百九十八号

本県庁舎改築二付本月十九日横浜市山下町公園内仮庁舎二移転ス

明治四十二年九月十七日 神奈川県知事 男爵 周布公平

#### (5) 庁舎の解体と払下

また県は、この解体した庁舎を分割して一般県民に入札で販売することとしている。神奈川県公報の明治42年6月8日付けは1回目の広告として次のように発表している。

建物払下入札

横浜市本町一丁目三番地神奈川県庁内県庁舎及付属建物払下

払下建物は第一号ヨリ第九号マテニ区別シ毎号ヲ一廉トシ入札ヲナサシム

此入札保証金各見積高百分ノ五以上

右払受望人八当庁ニ就キ入札心得書契約書案図面其他熟覽ノ上六月十五日午前十時ヨリ十一時迄二当庁ヘ入札スベシ即時開札ス

此契約ハ神奈川県知事男爵周布公平之ヲ締結ス

明治四十二年六月七日 神奈川県庁

2回目の払下入札の広告は同年の8月23日に出されている。1回目との違いは建物の区別が第一号から第十号迄となり毎号を一廉として入札するが、第二号、第七号、第九号を除くとなっている点である。これがどのような意味を持つのか判然としないが、いずれにせよ、文明開化期の建築を塵として捨てることなく、資源として再利用を図ったのである。

その一例が、現在の大田区山王3丁目にあった「望翠楼ホテル」である。

図1-30 望翠楼ホテル



出典 建築研究第七巻第一号（建築研究社、昭和10年1月刊）

このホテルは大正元年に新井宿愛宕山に建てられた洋館2階建てで、客室は20、収容人員は40人を定員とする、高雅な雰囲気をもつ本格的ホテルであった。当時の文化人、小林古径・川端竜子・伊東深水・日夏耿之助・片山広子らが「大森の丘の会」を作り、このホテルを例会の場とした。<sup>34)</sup>経営は横浜の実業家・若尾幾太郎であったが、大正11

年により近代的な大森ホテルができたため、経営不振に陥り、昭和初期に廃業に至った。現在はマンション等の住宅地となっている。

この不鮮明な写真からは、どこが県庁舎の部材を再利用したものかは分からない。ただ須藤真金が建築研究第七巻第一号の中で、「横浜市庁に遇ふ」との一文を書いており、<sup>35)</sup>「外観はこの写真の通りで(図1-30のこと、筆者注)、古くさい平凡な木造洋館に過ぎないが、裡に這入つて見ると案外天井も高く、廊下も広く、殊に正面の大階段の如きは実に堂々たるもので、スケール雄大、何となくノンビリした異国情調を感ずるのであった。」そして昭和6年の春に、このホテルを案内してくれた川崎鉄三(若尾幾太郎商店建築部本町工務所長、明治45年東京高等工業学校卒、)と次の会話をしている。

- 「これは外国人のデザインかね」と川崎君に聞いて見たら、  
「さあ設計者は知らないが、昔の神奈川県庁さ、未だ横浜県と言った時分のね、それを若尾さんが払下げてもらって此処へ移築したんだ相だ」  
「今度また之をどこかに移すんか」  
「もうセウがあるまい、こんな建物」川崎君は吐き棄てる様に答えた。

須藤真金は、恐らく横浜市庁舎の最後の遺影となるであろうと、この写真を撮影したと記している。横浜市庁との表現は単なる勘違いであるが、全体の文意からすれば、明らかにブリジェンス設計の2代県庁舎を解体したある部分を再利用したのが望翠楼ホテルであると考えられる。なお川崎鉄三はこのホテルを解体してアパートメントホテルに建て替えようとしたが、川崎自身が昭和7年に急逝し、建て替え話は立ち消えになった。

2例目は今日でも現存している、往時の第2代県庁舎正門である。

図1-31 第2代県庁舎正門



この正門は横浜市瀬谷区の川口氏宅に移築し大切に保存され、現在も川口氏宅の門として使用されている。(現当主、川口正英氏は神奈川県農事試験場長から横浜市議会議員となり、昭和48年から50年市議会議長を務めている。)門柱上の鉄製ランプガードは昭和1

8年に金属供出で一旦失われたが、戦後原型に模して作られたものである。なお「あじさいの里」との表示があり、川口家の広大な庭には多くのあじさいが植えられ、その季節に一般公開している。

この他にも、2代県庁舎は相当にバラバラに解体して一般に販売しているから、何かに転用されているはずであり、今日も残されている可能性はあるが後考に待ちたい。

### 第3節 第3代県庁舎

「金港埠頭の偉観たると同時にまた府県庁舎として未だ海内に其比をみざるべし」<sup>36)</sup>とその豪壮ぶりが伝えられた第3代県庁舎は明治期の三大建築家（辰野金吾、妻木頼黄、片山東熊）の一人・片山東熊の作品として知られる。

しかも当初は妻木頼黄と遠藤於菟のコンビで設計が予定されていたものが、片山東熊と木子幸三郎のコンビに設計者が変更されている。その理由について筆者はある仮説（後述）を持っているが、なんであれ、この庁舎は片山が得意としたルネッサンスとバロック様式における晩年の傑作であることに違いない。

#### （1）「建築世界」誌等に紹介された県庁舎

図1 - 3 2 第3代県庁舎



出典 建築世界



图 1 - 3 3 同正面立面图 (出典同上)

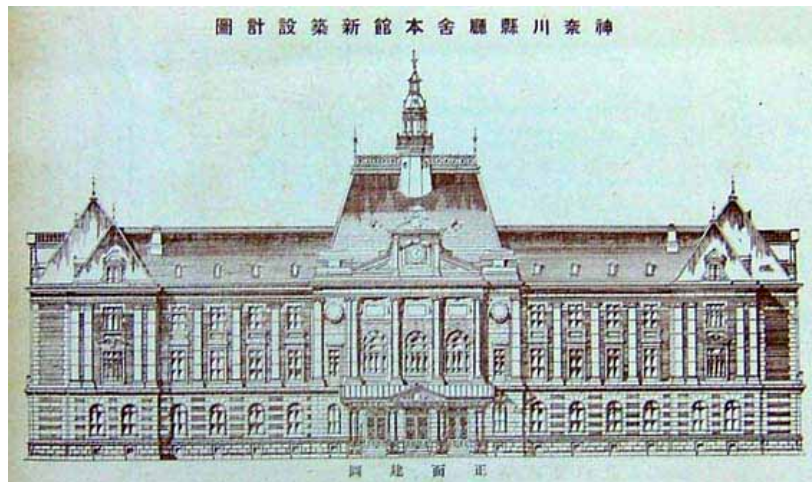


图 1 - 3 4 1階平面図 (出典同上)

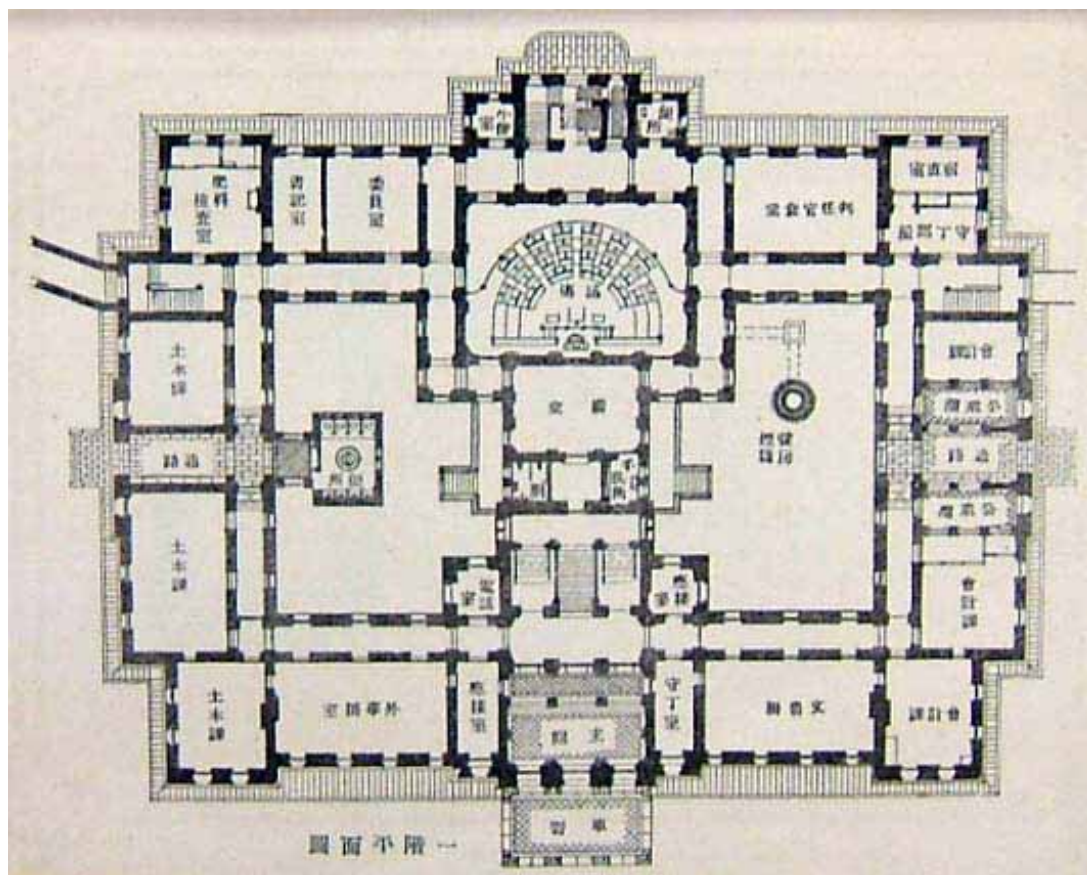
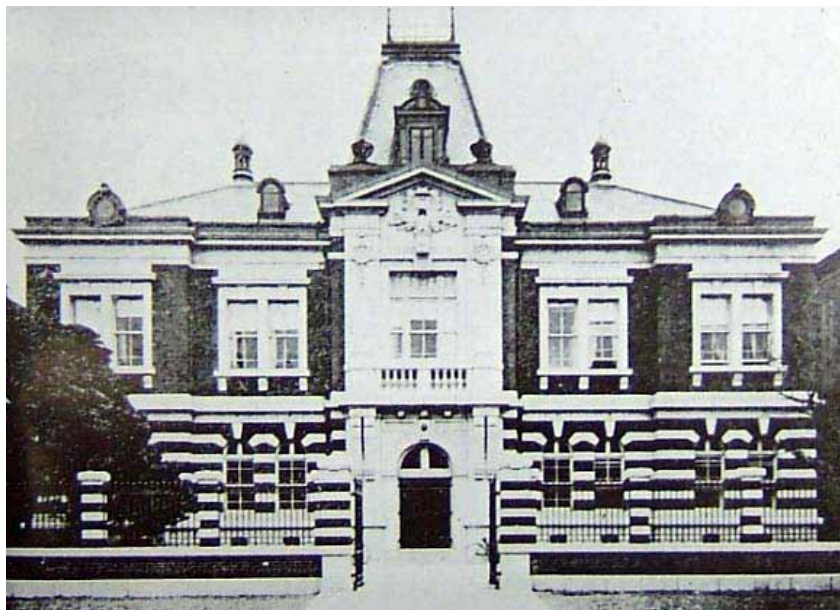


図1 - 35 警察部庁舎（出典同上）



平面図は1階のみが紹介されている。図1 - 34には警察部への渡り廊下が斜めについていたことが分かる。警察庁舎は原則平面図を公開しないが、これは今日でも同じである。

図1 - 36 貴賓室



図1 - 37 県会議場



図1 - 38 正庁



出典 図1 - 36 ~ 38は神奈川県会史3



図 1 - 3 9 絵葉書となった県庁舎



出典 100年前の横浜・神奈川（横浜開港資料館）

図 1 - 3 9 は大正 5 年前後に売り出された絵はがきである。旧税関庁舎から撮影したもので「神奈川県庁ト日本大通・もみじ撮影」と印刷されている。左手奥の白いビルは遠藤於菟設計の三井物産である。警察部は右奥に隠れて見えない。

県庁舎及び警察部の設計者等は次のとおりである。<sup>37)</sup>

設計監督	工学博士	片山東熊
製 図	内匠寮技師	木子幸三郎
工事担当	神奈川県工師工学士	葛野壮一郎
工事担当	神奈川県工師	福田安三郎

## (2) 県庁舎の予算、工事の概要等

前節で記述したとおり、明治 16 年 8 月に横浜税関を買収して使用してきた県庁舎は、明治 40 年代ともなると腐朽と狭隘化が進み改築することとなった。横浜停車場の拡張に伴い長住町（現在の高島町付近）にあった官舎敷地の売却代金 40 万円をもって「特別会計神奈川県庁舎建築資金」を設置し、県庁舎建築費として総工費 702,116 円 53 銭が 4 年の継続事業として、また警察部は総工費 86,983 円 43 銭が 3 年の継続事業として、明治 41 年の通常県会で承認された。内訳は次のとおりである。<sup>38)</sup>

### 県庁舎

明治 42 年度	150,000 円	
明治 43 年度	190,000 円	
明治 44 年度	200,000 円	
明治 45 年度	162,116 円 53 銭	合計 702,116 円 53 銭

### 警察部

明治 42 年度	10,000 円	
明治 43 年度	60,362 円 9 銭	
明治 44 年度	16,621 円 34 銭	合計 86,983 円 43 銭

明治43年10月1日に地鎮祭及び定礎式を挙行し、大正2年5月に完工した。施工会社等の詳細は不明である。明治45年1月に知事は周布公平から大島久満次に代わっている。

#### 神奈川県告示第百四十七号

本庁舎改築竣工二付本月八日横浜市本町壱丁目参番地本庁舎二移転セリ

大正2年6月10日

神奈川県知事 大島久満次

#### 建物概要

##### 県庁舎

敷地面積 30,043坪

煉瓦造 地上3階地下1階 延 1,961.41坪

軒高 50尺余 高塔頂上まで 120尺

工期 明治43年10月～大正2年5月

外装は腰まで花崗岩に月出石 車寄せは鑄鉄構造で屋根は銅板葺

##### 警察部

煉瓦造 地上2階 延 1,090㎡

工期 不詳であるが、庁舎の工期に合わせていると推定できる。

様式は宮内省内匠寮が得意とする古典様式で、「ルネサンス式」と県会史は伝え、横浜港頭の偉観であると同時に、府県庁舎として他にその比をみない豪壮な建物としている。<sup>39)</sup> 石田潤一郎氏もその著「都道府県庁舎、その建築史的考察」の中で、この神奈川県庁舎は「おそらく府県庁舎の歴史上最も壮麗な建築」と述べている。<sup>40)</sup>

さらに石田氏の研究によると、明治末期から大正前期に建設された県庁舎は13あり、工事費を坪単価で比較すると、最高が神奈川県庁舎で69万円（警察部まで含めると約78万円）、最低が島根県庁舎の13万円、おしなべて煉瓦造で30～50万円、木造で20万円台であった。<sup>41)</sup> 地域性など考慮に入れても、神奈川県庁舎の破格の工事費は突出している。この理由として、予算の約半分が土地の売却代金で得られていたことや、日本の玄関口たる横浜港に臨んでいるという立地条件から、国威の発揚との要素が存在しており、一定の豪華さは必要条件だったことにあるだろう。

またこの庁舎の設計について、木子幸三郎の子息・木子清忠氏はその著「ある工匠家の記録」<sup>42)</sup>の中で、「私の感じからすれば両庁舎（県庁舎と警察部のこと、筆者注）共外観の意匠はやや生硬な感じがしないでもない。又設計の報酬金の額からいって設計は主として父幸三郎が当たったように思われる。」と語られる。

以下県会史に記録が残された主要室仕上げ材等について記す。<sup>43)</sup>

玄関 円柱・腰羽目 備中国北木島産のみかげ石（赤水晶）本磨き

床 稲田石水磨き 扉 チーク（シャム国産） 金物 赤銅

大階段 県下都築郡中山（現緑区中山・筆者注）産けやき 海老茶色じゅうたん敷き

貴賓室（図1-36） 本館2階左翼角にあり、面積は20坪1合3勺9才  
床 じゅうたん敷き 壁 西陣どんす帳 天井 漆喰塗り格天井に石膏彫刻  
電燈 カットガラス5千個使用の8灯用「エレクトロリア」

県会議場（図1-37）1階背面中央部にあり、面積は61坪7合5勺  
議席は円形階段式で議員・議長・参与員用56席と書記・速記者用席があった。  
特に演壇は設けなかった。海老茶色のじゅうたん敷き 傍聴席は棧敷風でリ  
リウム床100人収容 議長席背面に西陣織緞帳装飾 採光はガラス天井

正庁（図1-38）本館2階正面にあり、面積は45坪7合9勺 祭壇は木曾産ひのき  
に白色エナメル塗り どん帳は西陣どんすに金箔縫い 室内にご真影奉安所設  
置、床は正目の神代げやき、もみじ、カリン等の寄木張り、半円形の天井と壁  
面は漆喰に石膏彫刻を配した。

地下室は暖房用のボイラー室と石炭庫となっていた。この庁舎は、今日詳細な平面図等  
が残されておらず、写真等と神奈川県会史などで判断するしかないが、いかにも宮廷建築  
を得意とする宮内省の片山東熊と木子幸三郎のコンビによる西欧古典様式で豪奢にまとめ  
られている。

明治42年は宮内省内匠寮の最大の事業たる赤坂離宮（現迎賓館）が10年の歳月を経  
て完成しており、片山・木子にとって神奈川県庁舎の設計は時期としてタイミングのよか  
ったものである。また施工業者について記録がないが、赤坂離宮が直営で施工されており、  
神奈川県庁もこれにならって工種ごとに小刻み発注する直営で行われたのであろう。

この工事監理をした県工師の職名をもつ葛野壮一郎（明治38年東京帝大建築卒）は、  
工事が終了すると、大阪府技師に転出（大正2年6月13日付）し、大正7年に大阪で建  
築設計事務所を開業している。大江ビル（大正10年、大阪市北区西天満）や中央電気俱  
楽部（昭和10年、北区堂島）は彼の作品として現存している。評論家としても活躍し、  
雑誌「住宅」誌上などに多くの住宅論を発表している。大正4年には「家相と住宅」（高岡  
書店）を著している。また大正9年に千里山住宅地（大阪府吹田市）の開発を始めた大阪  
住宅経営株式会社（後に新京阪鉄道に合併、現在の阪急電鉄）にも技師長として参加した  
ことが、千里山開発記念碑（昭和3年11月建）に刻されている。

もう一人の工事監理者として記録されている福田安三郎（明治25年築地工手学校卒）  
は元々宮内省の技手である。

### （3）設計者の変更について

既に前節でも触れたが、明治41年9月2日に新庁舎建設のため、妻木頼黄が「本庁舎  
改築工事設計及工事顧問囑託」となっている。<sup>44</sup> また横浜正金銀行（明治32年～37  
年）の建設に当たり工事監理をした遠藤於菟（明治27年東京帝大建築卒）が建築工事長  
として起用された。明治32年3月から同37年7月にかけての横浜正金銀行建築工事に

当たり、工事監理者として遠藤は妻木の指揮下で仕事をしている。神奈川県が遠藤を採用した期日ははっきりしないが、妻木の神奈川県嘱託日とほぼ同時期であろう。

明治42年の時点で、妻木は大蔵省臨時建築部長・大臣官房営繕部長の職にあり、建築学会の副会長（明治38年～43年）も務めていた。さらにはこの年、帝国議院及諸官衙建築調査費が計上され、多年の懸案であった帝国議院議事堂の建設に本格的に取り組むこととなっていた。官庁営繕のトップとして君臨し、また極めて多忙であったに違いない。

なお石田潤一郎氏は、明治期末から大正初期に建てられた千葉・福岡・山口の3県庁舎は、大蔵省臨時建築部、あるいはそのスタッフが参画しており、議院建築計画のテストケースとして捉えられていたに間違いないと前掲書で指摘している。<sup>45)</sup>神奈川県庁についても、妻木自身がそのように考えていた可能性はある。

また遠藤於菟は横浜で活躍したフリーアーキテクトであり、生糸検査所、横浜銀行集会所、その他横浜地方裁判所の筋向かいの日本大通りに面した所に最初の鉄筋コンクリート造オフィスビルである三井物産ビルを設計していることで知られる。かつて遠藤は、明治28年6月29日から明治31年5月30日までの間、神奈川県に属し、神奈川県監獄署の新築を担当している。<sup>46)</sup>従って実際に設計実務を担当するのは、遠藤であり、妻木は評価・点検する役割であったろう。しかし遠藤の作風はまったくと言っていいほど妻木流の古典主義とは異なっている。

### 設計者変更についての通説と疑問

明治42年9月17日に山下町公園内に仮庁舎が建てられ移転する。ところがこの仮庁舎は、劣悪な工事で相当の手直しが必要であることが判明した。この不始末の責任を取り、妻木・遠藤は辞職せざるをえなくなった。そこで起用されたのが、宮内省の内匠頭で当時の宮廷建築の雄、片山東熊とその弟子・木子幸三郎であった。こうした経緯について、堀勇良氏は「横浜の建築家」<sup>47)</sup>の中で述べられ、鈴木智恵子氏も「横浜・都市の鹿鳴館」で、仮庁舎不良工事責任辞任説を採用されている。<sup>48)</sup>

言わば「仮庁舎不良工事責任辞任説」は神奈川近代建築史の通説のようである。しかし筆者はこの仮庁舎の不良工事責任辞任との通説に強い疑問を抱いている。その理由は単純である。既に大蔵省に属し、官庁営繕のトップに君臨する妻木頼黄とその愛弟子遠藤於菟が、一体仮庁舎の不良工事程度で辞任するものだろうかということである。そもそも妻木と遠藤の二人は、仮庁舎の設計監理ではなく第3代県庁舎の設計こそが本来の使命である。確かに仮庁舎に相当の不良工事があったことは、明治42年9月21日(仮庁舎に完全に引越しが完了した翌日)の横浜貿易新報のコラムに「建物の粗造は言ふだけ野暮だが、それにしても壁紙は普通の洋紙に胡粉を塗ったので2階の敷板も乾燥した木でないから一夏を経ない間に5分位宛の透が出来そうだ。コンナ工夫では4ヶ年間維持されるかドウか殆んど覚束ない。如何に仮普請でも余りにお粗末なものである。」と冷やかに記事が載っている。

では実際に明治42年11月8日から12月7日の間開催された通常県会でどのような議論がなされたのか。この議会には第十八号議案として、明治43年度神奈川県庁舎建設資金歳入歳出予算が上程されている。神奈川県会史が伝えるこの議会での県庁舎関連議論を以下要約してみる。<sup>49)</sup>

#### 11月25日の質疑

質問(鈴木善兵衛): 仮庁舎は落成しないうちに手直ししている。新聞紙上では監督の不注意によるもので免職されたと報じている。事実はどうか。

回答(小田切技師): 採用した技術者は学術・実地の点で信頼に足る人である。不幸にして完工間もなく手直ししたのは遺憾である。土木建築工事は監督設計が適法でもこうしたことは起こる。信用・経験ある技術者の設計によったもので、仮庁舎として相当な設計と認めている。

質問(中村瀬左衛門): 本庁舎の建築は大事業であり、府県制77条にある委員を置く考えはないか。

回答(堀参事官): 常置委員を置くつもりはない。仮庁舎の設計者は自己の都合でやめたもの。後任技術者は慎重に詮議しているが立派な人に依頼して過失のないようにしたい。

#### 11月26日の質疑

質問(佐野安太郎): 仮庁舎建築について議長を含め11人の調査委員会を設けたい。本庁舎の建築についても担当してもいい。(動議)

回答(曾根田事務官補): 既往の事実を調査することは県会の権限と抵触する恐れがある。落成早々の修繕費の計上は意外であり、安心できないとの意味からなら府県制に抵触しないが。

この間激しい当局追及の議論がなされ、総員起立で動議は可決された

調査委員会の報告(増田増蔵)(期日は12月6日の最終日だろう。筆者注)

: 調査委員会は新庁舎建設費について3件の希望を述べ予算案に賛成することと決定した旨が報告された。

新庁舎建設費は追加予算がないように完成させること。

設計書を印刷して明年県議会全員に配布すること。

仮庁舎の失態は県理事者の監督不行き届きであり反省すること。

回答(堀事務官): 万やむを得ない場合の外は予算内で完成したい。ご希望を叶えたい。相当の技術者を傭聘し、十分の調査と設計と監督をしている。多少非難を招いた点があったが、遺憾としている。改築工事にこうしたことがないよう希望している。しかし県理事者には何等監督上の怠慢・欠点はなかったと確信している。(下線筆者)

#### 12月6日の質疑

質問(出口直吉): 調査委員の報告はそれで満足するが、県庁舎建築について規定があるのか、如何なる方法で監督するのか、その方針を聞きたい。

回答(堀事務官): 本来土木課でやるべきだが、金額も大きい大事業故に、臨時建築部を置く。これまでも相当経歴を有し腕のある技師を採用してきたが、今後も同じ方針である。仮庁舎を任じた技師は自己の便宜で辞めたので、名望学術・経験共に信頼する人に託してやり遂げたい。

質問（牧内元太郎）： 県庁・警察庁舎の明細なる仕様書や図面の配布が未だされていない。横浜は他の府県と違って所謂貿易市港を抱擁して、外交上日本帝国の品位にも関係している。神奈川県庁の外交上の体面ということを頭に置いてほしい。（下線筆者）

回答（堀事務官）： すでに委員長に理事者側の考えは述べている。意見として承っておく。

以上のとおり、仮庁舎の不良工事について、県当局側は一切その責任を認めておらず、遠藤於菟にも責任はなく、自己都合で辞職したものとくどいまでに断りをいれている。また議会に設けられた調査委員会も3点の要望をいれたが、当局側の回答を了として、工事予算案は無事通過している。即ち形式論理上は、妻木と遠藤のコンビは仮庁舎の不始末で県をやめたのではないということである。しかし仮庁舎が不良工事であったことは事実として確認できる。

筆者は次の仮説をもっている。それは時の知事「周布公平」と「妻木頼黄」（正確には妻木を支える相馬永胤らのグループ）との確執にあったのではないかというものである。

図1 - 40 第19代神奈川知事・周布公平 図1 - 41 周布政之助（公平の父）



出典 図1 - 40は日本の歴代知事（小川省吾、昭和55年7月、歴代知事編纂会）

図1 - 41は京都大学附属図書館維新資料画像データベース

周布公平は、明治33年6月16日から明治45年1月9日の約12年間神奈川県知事を務めているが、戦前の官選知事は大概3年前後が任期であったことからすれば、その在任期間は異例の長さであろう。

彼は1850年（嘉永3）長州藩士・周布政之助の次男として生まれた。父・政之助は長州藩の尊王攘夷急進派の指導者であった。政之助は1864年（元治2）7月の禁門の変で長州は敗れ、藩の保守派が台頭する中で、自決している（享年42歳）。公平自身も馬関戦争や長征の役で戦いに参じている。維新後、ベルギー、イギリスに留学し、明治9年に司法権少丞、法制局参事官、明治22年の第一次山県内閣の内閣書記官長、兵庫県知事等を歴任している。神奈川県知事就任と同時に貴族院議員に勅選され、明治41年には男爵を授けられている。<sup>50)</sup>なお、第4代県庁舎の落成式時の知事・池田宏は、明治42～43年にかけて周布知事の部下として事務官を勤めている。

一方の妻木頼黄は、1859年（安政6）に江戸赤坂築地台町に1000石取りの旗本・妻木源三郎の長男として生まれる。明治9年に渡米し、ニューヨーク領事館で後に横浜正

金銀行頭取となる相馬永胤と親交を結ぶ。明治11年に工部大学校に入学するも同15年7月に退校、8月にアメリカのコネル大学3年に編入し、同17年に同大学建築学科を卒業する。明治18年に東京府に入り、官僚建築家の道を歩み、明治36年には大蔵省大臣官房営繕課長、同38年には大蔵省臨時建築部長、同省大臣官房営繕部長となる。

妻木自身の建築設計能力もさることながら、幕臣出身の実力者との交友関係が妻木の立場を固めていた。目賀田種太郎（勝海舟の女婿、大蔵省主税局長）、富田鉄之助（仙台藩出身、勝の氷解塾で学ぶ、日銀総裁）そして彦根出身で横浜正金銀行頭取の相馬永胤である。

相馬は明治14年の発議以来、旧主井伊直弼の顕彰碑建立に意欲を燃やし続けていた。上野公園や日比谷公園設置案が薩長藩閥政府やその取り巻き達の妨害に会いながらも、ついに現在の掃部山公園の地を得て、明治42年を期して横浜開港50年記念に合わせて銅像除幕式が挙行できることとなる。銅像の台座の設計を妻木頼黄が行っている。

こうした一連の動きを周布公平は決して快く思っていないだろう。しかも長州藩閥政府からは内々「除幕式中止」の訓令がなされていた。<sup>51)</sup> 結局開港記念日から10日ほどずらした明治42年7月11日に除幕式は開催された。国民新聞（7月12日）は次のように報道している。

**井伊直弼氏の銅像除幕式は11日午後2時30分横浜掃部山において挙行されたり。**

**中略 建設委員総代として相馬永胤氏奉告文を朗読して井伊直弼嫡孫伯爵直忠氏除幕を挙行したり。 中略 主なる来賓者は大隈伯、英国総領事、中村侍従武官長、伊地知海軍中将、岩田三郎、三橋市長、周布神奈川県知事等数百名なりき。**

時の総理は桂太郎であるが出席していない。この除幕式の翌日には銅像を傷つけるものが出たりしている。この2ヶ月後に仮庁舎が完成するが、不良工事問題が噴出する。そして10月25日に妻木頼黄（本庁舎改築設計及工事顧問囑託）が、10月30日に遠藤於菟（神奈川県建築工事長）がそれぞれその職を解かれている。そして設計者は大蔵省の妻木から宮内省の片山東熊へとバトンがわたる。

片山東熊（1853 - 1917）は周布と同郷の長州出身であり、若い頃は奇兵隊にも参加している。維新後横浜で英国商館のボーイをして英語を学び、工部大学校造家学科の第1期生として、明治12年辰野金吾らと共に卒業している。卒業後は工部省に入り、有栖川宮邸の建築掛を出発点に宮廷建築家の道を歩む。片山は同郷の山県有朋の庇護を受け、ついには宮内省の内匠頭の地位を得た。藤森照信氏は「日本の近代建築・上」で「江戸時代の二大建築集団ともいべき江戸の幕府と京都の宮廷の二つの技術者の系譜は、明治二十年代初頭、前者は妻木の、後者は片山の下に組み込まれた」と述べている。<sup>52)</sup>

片山は宮廷建築家として、西欧古典様式により帝室京都博物館、上野の表慶館、各地の離宮、御用邸などの皇室関係建築を手がけた。明治42年完成の赤坂離宮はその頂点に位置するものだった。しかし、この離宮は元々皇太子（大正天皇）の東宮御所として建築されたものだが、片山は明治天皇に完成報告をした際、天皇から「贅沢だ」との言葉を賜り、彼はショックの余り長らく床に伏し、皇太子も実際この宮殿に移り住むことはなかったという。<sup>53)</sup> 片山はこの事件後、仕事は部下にまかせるようになり、大正4年に辞官し、大正6年に没した。



以上述べた明治42年の状況から、筆者は次の推論を立てている。

知事・周布公平は県庁舎の設計を一旦は大蔵省の妻木頼黄に依頼したものの、妻木を支える相馬永胤（旧彦根藩士）らの井伊直弼顕彰碑建設とその除幕式の開催に強い反感を抱いていた。

妻木頼黄は言わば父の仇に相当する井伊直弼の銅像台座を設計している。

妻木を筆頭とする大蔵省営繕は帝国議院議事堂への本格的作業が開始され、神奈川県庁設計に固執する理由はなかった。

一方片山東熊ら宮内省内匠寮は、10年に及ぶ赤坂離宮が完了し一段落の時期であった。

片山は周布と同郷の長州出身で、共に両者は山県有朋・桂太郎に繋がる長州閥であった。

仮庁舎の不良工事は、妻木頼黄、遠藤於菟のコンビを辞退させる絶好の口実になった。

しかし、県当局は後に設計者の変更が藩閥の専横と取られることを恐れ、また大蔵省へのおもんばかりから、表向きは妻木と遠藤は仮庁舎の不良工事の責任から辞任させたのではないとくどいまでに議会で発言している。

結局のところ、周布知事は赤坂離宮の出来栄えなどから妻木頼黄ではなく同郷の片山東熊に設計してほしかった。そしてすべてのタイミングが設計者の交代に合っていた。

ところで、もう一点見逃せないのは、この時期日本は日清・日露の戦争に勝利し、ナショナリズムが高揚していた時期である。これを背景にして、前述の牧内元太郎県会議員の「横浜は他の府県と違って所謂貿易市港を抱擁して、外交上日本帝国の品位にも関係している。神奈川県庁の外交上の体面ということを頭に置いてほしい。」との発言がされたのであろう。即ち県庁舎デザインが、日本の玄関口にふさわしいものであってほしいとする当時の一般的気分を表している。であるからこそ、当時の府県庁舎としては破格の工事費が特段の異論なく承認され、また結果として豪華な古典様式建築に対して賛辞が寄せられたのであろう。

今日、遠藤於菟がどのような県庁デッサンをしたのか何の資料も残されていない。妻木にしても同じである。遠藤の今日残る作品群からは、一体どのような庁舎をイメージしたかは実に興味深い。遠藤が妻木のもとで修行したのは、横浜正金銀行の5年間であるが、その後の作品に妻木流の古典主義は採用していない。むしろ鉄筋コンクリートを駆使し、セセッションなど当時としては新しいモダニストのイメージが強い建築家である。従って遠藤一流の清楚感のあるモダニズム県庁デザインが描かれていたと仮定しても、周布や牧内県議のような国威発揚型の豪華なデザインを求める風潮に受け入れられたかは疑問である。

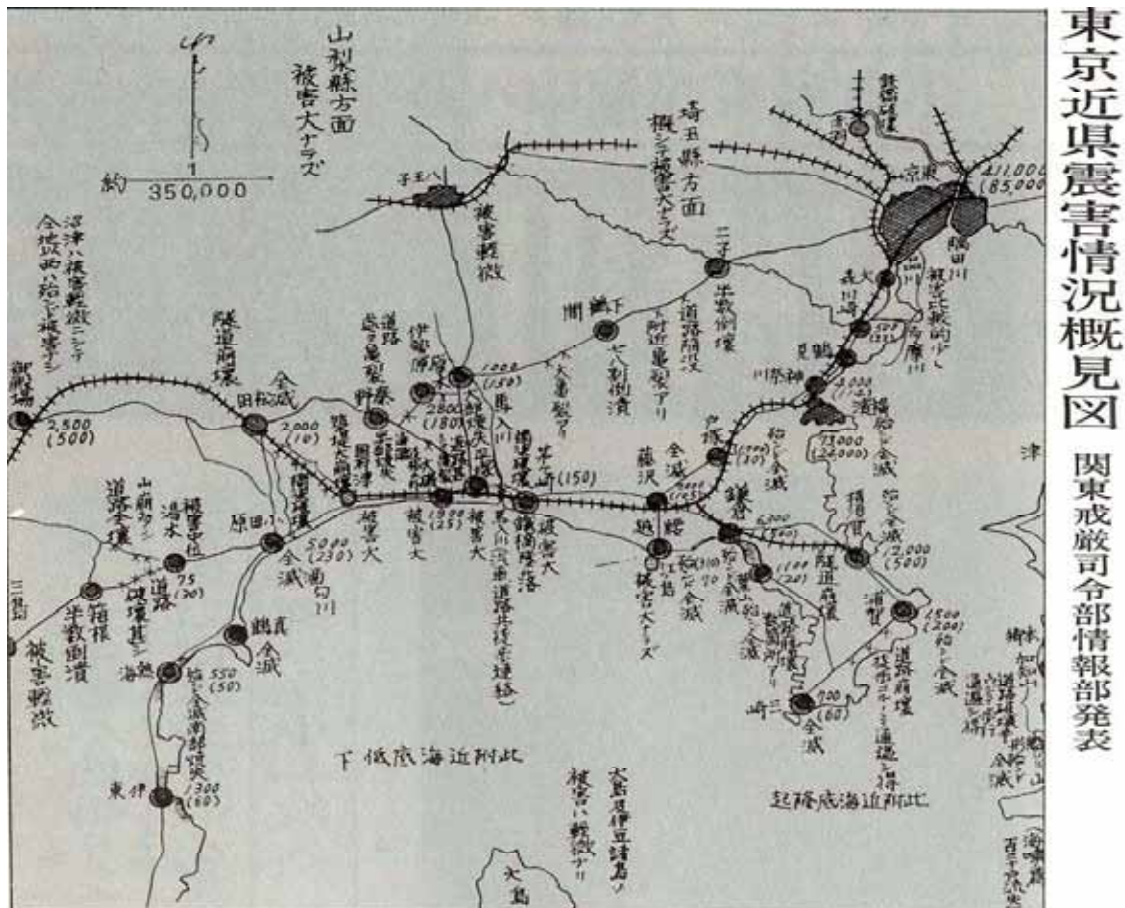


## 第4節 関東大震災

1923年(大正12)9月1日を迎える。午前11時58分、相模湾(北緯35度4分、東経139度3分)を震源とするマグニチュード7.9の地震が関東地方を襲った。関東大震災である。被害は広く関東一円にわたったが、神奈川県内の被害は1府4県の中で最大であった。そして、大正2年6月に開庁した第3代神奈川県庁舎は、この震災で灰燼に帰している。わずか10年足らずの存在であった。

死者行方不明142,807名、全壊焼失家屋575,394戸という激甚災害であったが、神奈川県内に限れば、死者29,614名、行方不明2,245名、重傷6,188名、全焼家屋68,634戸、全壊家屋46,719戸、同半壊52,859戸、同半焼146戸、同流出425戸と記録されている。(神奈川県警察史上巻、昭和45年3月)しかも朝鮮人の暴動という流言蜚語のため、多くの罪なき朝鮮人が自警団によって虐殺された。9月3日には前日の東京に続いて神奈川県にも戒厳令がしかれている。また小田原では、閑院宮寛子が家屋倒壊により圧死し、皇族でただ一人の犠牲者となっている。

図1-42 東京近県震害状況概見図



出典 西さがみ庶民史録(西さがみ庶民史録の会、平成4年2月)

## ( 1 ) 関東大震災時の神奈川県庁

地震時において、神奈川県庁はどんな状況だったのだろうか。この様子を生々しく伝えているのは、3年後の大正15年に刊行された「横浜市震災誌」にある長岡官房主事と高田土木課長の談話である。要約すると次のとおりである。

大正元年に75万円で建設された県庁舎は、これまで何度か発生した地震にはびくともしなかったが、この地震ではさすがに大きく揺れて、すべての書架は転倒し、壁には亀裂が生じた。敷地内に併設されていた衛生研究所は倒壊して、折れた煙突は県会議場の屋根を破壊していた。隣接する横浜郵便局の一部が倒れて、運転手の舎宅を破壊した。しかし県庁舎そのものは破壊をまぬがれている。

県職員は約600人ほどが勤務していたが、それぞれ這いつくばいながら屋外に逃れた。時の第24代安河内麻吉知事は最後に避難して、松原内務部長、森岡警察部長、山宮産業部長などの幹部職員等と、玄関前庭に集合した。眼前の税関、郵便局、イギリス・ロシアの領事館をはじめ主立った建物はことごとく倒壊し、多くの犠牲者が出ていることは容易に想像できた。

知事は天皇の御真影と重要書類を取りに、長岡官房主事、鈴木属、窪井技手の3人と共に知事室に引き返したが、収納してある奉安大金庫は開閉扉を下側にして窓の下枠に倒れかかっていた。7人ほどでなんとか引き起こそうとしたがどうにもならず、散乱した書類や簿冊を窓から外へ投げ出すのがやっとであった。

午後2時頃になり知事は、職員共々横浜公園に立ち退いた。公園内に臨時救護所を設置して、非番巡査の非常呼集と各消防署に即時出動命令を下した。応援を後藤新平内務大臣に具申しようとしたが、電話線は切断されていて役に立たず、車で伝令させようとしたが、これまた発生した火事の猛煙でとても走行できるものではなく、結局途中で引き返すことになった。

折悪しく、時折の強風により火災の勢いは増して、午後3時半頃には県庁舎も類焼し、5時半にはついに全焼した。この間、県職員の多くは帰宅したが、何人かは横浜公園内に止まった。知事は庁舎の全焼を見届けた後、内務部長、官房主事、高田土木課長、成富建築技師（後述、筆者注）、鈴木属等を帯同して伊勢山の官舎に引き上げた。しかし官舎も全焼しており、官舎前庭に横になるなどし、善後策を協議して夜を明かした。

翌2日早朝、知事等は県庁舎に戻ったが、最早建物は廃墟と化していた。裏門辺りには数十の焼死体が横たわっている。庁舎内に入ると、電話交換室に四人の遺体がある。後に星島電話技師、女性交換手二名、運転手一名と判明した。最後まで通信機能保持のため頑張ったが力尽きたものである。

また御真影の入っている大金庫を開くとまったく無事の状態であった。しかし他の金庫はすべて火が透入しており、これは陛下の御稜威のしからしむところであると皆感じている。

森岡警察部長は前日の夕刻に、横浜港内に停泊中のコレア丸に漕ぎ着け、備え付けの

無線電信を借りて、大阪府、兵庫県その他に連絡を取った。また港内に停泊中の各船に食料供給を依頼すると共に、野口警務課長、西坂高等課長等を内務、陸軍両省に派遣して、救援の軍隊派遣を依頼していた。

知事等幹部は桜木町駅近くの海外渡航検査所に集まり、ここを臨時の県庁仮事務所とした。3日目になると職員も続々出勤し始め、臨時震災救護事務局や横浜市と連携して不眠不休の活動を開始した。翌13年6月には、岡野町に延べ千八百坪の仮県庁舎を建築し移転した。旧庁舎の残骸は補強して再使用が可能かどうか調査のため、当分そのままの状態にしておくこととした。

以上が県庁被災時の職員の様子を伝える公式刊行物に記録された唯一のものである。また「神奈川県警察史(上巻)」(神奈川県警本部、昭和45年3月)は県庁舎周辺の状況を次のように記述している(筆者要約)。

県庁敷地には約千坪の広場があり、付近の者約千人が避難してきた。火の手は英国領事館裏手から迫ってきた。避難民は海岸方面と横浜公園に逃れたが、300名ほどが構内に残った。午後1時半に自動車車庫に燃え移り、同50分には警察部に延焼。午後2時ころ、県庁3階内務部に火がつき、貯蔵石炭も燃え出す。このため火勢は上下から県庁を押し包む格好で炎々と燃えはじめた。

警察の再三の警告にも150人くらいが炊事場等に居残っていた。午後3時にはここにも火が迫り、逃げ遅れた者もいた。午後5時、県庁、警察部共に形骸のみとなった。構内での死者31名、付近で35名が死亡。

横浜税関は全27棟あったが、6棟を残してすべて倒壊した。特に明治4年建設の旧館は一震で崩壊、34名が圧死した。新館は持ちこたえたが、やはり英国領事館側からの火で全焼した。火の手は倉庫、運河係留中の船にも及び、巨額の輸出入品が灰燼となった。焼け残った倉庫から、食料・衣類は被災者数千人の略奪にあった。

県庁隣接の郵便局は、木造と煉瓦併用の2階建てであったが、一瞬の倒壊で90名の圧死者が出た。

北仲通5丁目の横浜地方裁判所(辰野金吾設計、筆者注)は一震で倒壊、職員150名中、所長末永晃庫以下34名、弁護士11名、訴訟関係者60余名、計100余名が圧死もしくは焼死した。

横浜市役所は港町1丁目にあり、煉瓦造4階で明治44年完成したものであるが、地震被害は軽微であったものの、やはり延焼し午後6時半に全焼した。400名の職員は全員無事であった。

南仲通の横浜正金銀行は、地震被害はほとんどなかった。付近住民は約200名が構内に避難するが、周りは火の海の状態となり、行員は午後1時に扉を閉鎖した。午後1時20分ごろに階上から延焼、行員100名、雇人40名、避難民200名、計340名は地下室に避難し、午後3時に火は1階に及び、全員床に伏せて灼熱地獄と戦った。午後4時半にドームをはじめとして1階以上は焼け落ちたが、地下室の避難者は全員助かった。しかし銀行に避難しようとした140名はドライエリア等で焼死した。(これが後に正金銀行には幽霊が出るとの逸話を生む、筆者注)

避難所となった横浜公園は、午後3時には約6万人の避難民が集まった。すでに警察本部も公園内に設置されていた。公園内の社交クラブが焼け落ち、南隣のグラウンドにいた約50名が窒息死している。幸か不幸か園内の水道管が破裂し、溢れた水は周囲の樹木と共に、火勢から人々を護る結果になった。警察は公園四方の入り口に立ち、避難民の一切の荷物持ち込みを禁止した。これは極めて適切な措置で、搬入荷物に引火して修羅場と化した場所もあった。

山下町海岸は、山下町や関内方面からの避難民が多く、折から干潮の海に入って火災の鎮まるのを待ったが、流出した重油に引火するなどで68名が焼死している。また多くの避難民は船に救助されている。

ぱりい丸(大阪商船)	1800名、	これあ丸(東洋汽船)	1100名、
湖南丸(大阪商船)	50名、	三島丸(日本郵船)	1500名、
丹後丸(日本郵船)	1000名、	りおん丸(日本郵船)	82名、
綾葉丸(辰馬汽船)	70名、	中華丸(鈴木商店)	150名、
華山丸(鈴木商店)	723名、	オーストラリア号(英)	3000名、
アンドルレポン号(仏)	3000名、	チサラク号(オランダ)	900名、

このほかオランダのセミラミス号、アイリッシュ号、エンプレス・オブ・オーストラリア号、ろんどん丸等により数百名が救助されている。 以下略

震災時の神奈川県知事・安河内麻吉は明治6年福岡県で生まれる。甚平の次男。明治30年東京帝大法科大を卒業し、内務省入りし、熊本、和歌山、大阪の参事官を務め、鳥取、静岡の警察部を経た後内務省警保局長となる。大正4年に静岡、ついで広島、福岡の知事を歴任して、大正11年10月16日から同13年6月24日まで神奈川県知事を務めている。

図1 - 43 第24代神奈川県知事・安河内麻吉



出典 日本の歴代知事

県庁舎は倒壊しなかったものの、発生した火事で壊滅的ダメージを受けてしまった。また、この際貴重な明治・大正期の公文書が失われている。特に明治期後半の職員録が失われており、当時の職員の特定に研究者は苦勞することとなっている。

前記震災史料に、森岡警察部長がコレア丸から兵庫・大阪に支援要請の無線をしたとあるが、関東大震災時に兵庫県から復興支援をしてもらった事実は平成の今日に至るまでも神奈川県において口伝されており、平成7年1月17日に起きた阪神・淡路大震災の復興支援にあたり、この時こそ恩返しとの話が県職員間でなされたことを筆者は記憶している。



図1 - 4 4 炎上する3代県庁舎（警察史が伝えるように1階と3階から炎が出ている）



出典 神奈川県庁物語

図1 - 4 5 県庁被災写真



出典 神奈川県庁物語

図1 - 4 6 被災後の県庁内部



出典 神奈川県庁物語

## (2) ご真影について

関東大震災は建物の倒壊や地崩れ以上に火災の怖さを教え、また通信手段が未発達の間として、流言蜚語などの人心の混乱、そして混乱に乗じた犯罪が多発した。根拠なき流言蜚語の主なものは次のものである。

- ・不逞朝鮮人が大挙来襲して物品を強奪し、婦女子を犯し、家屋に放火し、井戸に毒物を投入する。
- ・社会主義者が朝鮮人を引き連れて暴行する。
- ・刑務所、警察署からの解放囚人が強盗に押し入る。
- ・津波が来襲する。
- ・さらに大きな地震が起こる。(2日あるいは6日)

こうした流言は、震災の当日の9月1日午後7時にはすでに横浜公園の避難者間に伝わっていた。<sup>54)</sup>この根源は、横浜刑務所の解放囚人の行動にあったと分析されている。刑務所の倒壊、火災で震災当日の午後、一部の解放囚人が民家に押し入って衣類・食料を奪った事実があったが、これが避難民の誤伝で「囚人」が「鮮人」や「社会主義者」へと変化したと神奈川県警察史は伝えている。

これらのほかに、筆者はこの時の知事が天皇の御真影を気にして庁舎内にとって帰った行為に、今日では想像もできない時代の空気を感じる。実はこの御真影をめぐる、この震災のみならず戦災下においても多くの悲劇と美談が生まれている。

戦前の県庁舎には「正庁」という耳慣れない名前の部屋がある。広辞苑を引くと、「おもてぎしき、正殿」とある。さらに正殿を探すと「儀式を行う表御殿」のこととなっており、元々は中国からきた言葉で史記の呉王濞伝に見えている。当時とて一般的な言葉ではなく、後の県庁舎の設計競技においてもこれはどういうものか質疑応答がなされている。要するに県としての重要な行事、例えば幹部の辞令交付、知事の訓辞などがそれだが、なかんずく三大節祝賀(昭和に入ると明治節が加わり四大節となる)における御真影奉拝の儀を執り行う部屋として、貴賓室と共に最も格式の高い部屋であった。正庁正面には御真影が掲げられる奉安殿が設置されていて、建築家はそのデザインに神経を使った。住宅では床の間に相当すると考えればよいだろうか。

また御真影そのものは宮内省から下賜されるもので、その保管・保全是庁舎の長、即ち県では知事が責任を負った。収納する金庫は奉安庫として、それは命に代えても守らねばならないものであった。公刊の記録として実際はどうあれ、保管責任者の行動は世の批判を浴びないよう適正なものだったことを記さねばならない。まだ県庁のように、建築物がある程度耐震・耐火の点でレベルが高いものはまだましである。

問題は学校であった。国家祝祭日の儀式では天皇・皇后の御真影に最敬礼し、教育勅語を奉読した。この御真影の保管責任は勿論校長にある。そこで学校によっては、地元の寄附により学校本体とは独立して、神社風の奉安殿を鉄筋コンクリートで設置したりしている。しかし多くは職員室や校長室に金庫型の奉安庫を置き、万全を期していた。職員の宿直制度も、この御真影保全から始まったものだ。

神奈川県足柄下郡真鶴町に、真鶴尋常高等小学校があった。校長岡田英治は「激震猛火

ノ中ニ死ヲ顧ミズシテ御真影ヲ奉遷シタルハ真ニ得難キ行動ナリ」と「小田原警察署管内・震災情況誌」に記されている。<sup>55)</sup> 関東大震災の起きた9月1日は、第二学期の始業式の日で、生徒達は11時には帰宅していたことは不幸中の幸いであった。岡田は、地震発生後倒壊した学校に閉じこめられ、床板をはいで下の土を掘りながら迫りくる猛火と競争しながら脱出を試みた。苦闘の末グラウンドに脱出できたが、ふっと気を失った。意識が戻るや、今度は御真影を求めて、倒壊した学校に立ち戻り、瓦礫を一つ一つはがして幸運にも大正天皇及び明治天皇双方とも探し当てることができた。御真影を背中に背負って、脱出したが再度人事不省に陥った。この後教え子に救出され、校庭に畳みを敷き木片を積み、障子を廻らして仮奉安所としたという。

現在も真鶴小学校にはこの「美挙」を称えた震災記念碑が立っている。この時、教員四名が犠牲となっている。校長は部下の命より、写真探しを優先したとの批判は今日でこそ可能だが、時代の価値観の相違はどうしようもないほどかけはなれており、空しいことである。

戦前の公共建築を振り返る際に、今日的価値観では推し量れない部分があることに注意しなければならない。この岡田校長の行為を愚挙というのは簡単である。さらに祭壇を作って御真影をかざるに至っては滑稽ですらある。しかしこれが少し前の時代の真面目な日本人の所作である。

#### 神奈川県庁舎以外の主要官公庁舎震災被害の状況

(一) 横浜市役所	煉瓦造三階建	全焼
(二) 開港記念横浜会館	煉瓦造二階建	全焼
(三) 横浜税関	煉瓦造二階建	倒壊・全焼
(四) 生糸検査所	鉄筋コンクリート造三階建	全焼
(五) 横浜地方裁判所	煉瓦造二階建	倒壊・全焼
(六) 横浜中央電話局	煉瓦造二階建	倒壊・全焼
(七) 横浜駅	煉瓦・石造二階建	全焼
(八) 桜木町駅	石造二階建	一部倒壊・全焼
(九) 加賀町警察署	煉瓦造二階建	倒壊・全焼
(十) 山手警察署	煉瓦造二階建	倒壊・全焼
(十一) 伊勢佐木警察署	煉瓦造二階建	倒壊・全焼

このほか、中小の官公庁施設はすべてと言っていいほど壊滅的打撃を受けている。そして奇跡的に被災を逃れたのが、桜木町駅前にあった鉄筋コンクリート造三階建の横浜市中心職業紹介所と県立海外渡航者検査所であった。前者には横浜市が、後者には県庁が仮事務所として使用している。



## 第1章 註

- 1 ) 神奈川県史、通史編4、近代・現代1、P30
- 2 ) 大田久好：横浜沿革誌、有隣堂、復刻版、昭和45年6月（原典、明治25年）
- 3 ) 宮本小一は太田久好が神奈川県奉行所在勤当時の上官で、組頭勤方を勤め、明治25年刊行の横浜沿革史の校閲をしている。
- 4 ) 神奈川県庁物語、神奈川県、平成元年3月、P61
- 5 ) 平成13年版県勢要覧、神奈川県、P3、毎年この記述は同じである。
- 6 ) 2 ) と同書、P59
- 7 ) 新野裕秀：横浜の近代建築、横浜・都市と建築の100年、横浜市、1989年P74
- 8 ) 営繕年報68、神奈川県建築部営繕課、昭和44年3月、P10
- 9 ) 神奈川県史、政治文化編1、P7～8
- 10 ) 9 ) と同書、P53
- 11 ) 神奈川県史通史編4巻近代現代1、P117
- 12 ) 2 ) と同書
- 13 ) 神奈川県史通史編4巻近代現代1、P119
- 14 ) 2 ) と同書、P95
- 15 ) 横浜近代史辞典、横浜通信社、大正6年5月25日
- 16 ) 同書、P296
- 17 ) 16 ) に同じ
- 18 ) 16 ) に同じ
- 19 ) 16 ) に同じ
- 20 ) 大久保利謙：大久保利謙歴史著作集1、明治維新期の政治過程、吉川弘文館、昭和61年2月、P70
- 21 ) 15 ) と同書、P295～296
- 22 ) 秦郁彦：戦前期日本官僚制の制度・組織・人事、東京大学出版会、1981年1月、P683
- 23 ) 20 ) と同書、P122
- 24 ) 営繕年報68、神奈川県建築部営繕課、昭和44年3月、但し河井松右衛門を棟梁としているのは誤り
- 25 ) 棟梁から総合建設業へ、清水建設200年の歴史、清水建設、平成15年11月、P11
- 26 ) 8 ) に同じ、P15
- 27 ) 藤森照信：日本の近代建築、上巻、岩波新書、1993年、P98
- 28 ) 同書、P99
- 29 ) 植松光宏：山梨の洋風建築、甲陽書房、昭和52年12月、P142
- 30 ) 鳥居 民：横浜山手・日本にあった外国、草思社、1977年、P55
- 31 ) 1866年クリベの監督により完成、「ファーイースト」1870年9月1日号
- 32 ) 神奈川県会史1、神奈川県議会事務局、1953年、P.651～654
- 33 ) 堀勇良：横浜の建築家、横浜・都市と建築の100年、横浜市、平成元年、P58

- 34) 大田区の文化財第十七集、東京都大田区教育委員会、昭和56年3月、P95
- 35) 須藤真金：横浜県庁に遊ぶ、建築研究第七巻第一号、建築研究社、昭和10年1月刊、P18
- 36) 神奈川県建築史図説、神奈川県建築士会、1962年2月、P222
- 37) 建築世界、大正3年1月号グラビア
- 38) 神奈川県会史3、神奈川県議会事務局、1955年、P858
- 39) 同書、P859
- 40) 石田潤一郎：都道府県庁舎その建築史的考察、思文閣出版、1993年2月 P325
- 41) 同書、P329
- 42) 木子清忠：ある工匠家の記録、岩波ブックサービスセンター、昭和63年5月、P131
- 43) 38)と同書、P.860～863
- 44) 松波秀子編「妻木頼黄年譜」、明治建築をつくった人々・その四・妻木頼黄と臨時建築局 国会議事堂への系譜、名古屋鉄道、1990年、巻末
- 45) 40)と同書、P328
- 46) 33)と同書、P62
- 47) 46)に同じ
- 48) 鈴木智恵子：横浜・都市の鹿鳴館、住まいの図書館出版局、1991年、P188
- 49) 神奈川県会史1、神奈川県議会事務局、1953年、P766～770
- 50) 日本の歴代知事、小川省吾・歴代知事編纂会、昭和55年7月、P.926
- 51) 相馬永胤伝、専修大学、昭和57年6月、P488
- 52) 27)と同書、P250
- 53) 27)と同書、P257
- 54) 神奈川県警察史・上巻、神奈川県警本部、1970年、P919
- 55) 西さがみ庶民史録、西さがみ庶民史録の会、平成4年2月号

